

平成 21 年度予算案の主要事項

平成 2 1 年 度 予 算 案 の 主 要 事 項



厚 生 労 働 省

【計数整理の結果、異動を生ずることがある。】

— 目 次 —

I	平成 2 1 年度予算案の全体像	1
○	平成 2 1 年度 厚生労働省予算案の概要	
○	平成 2 1 年度 厚生労働省予算案総括表	
	・一般会計	
	・平成 2 1 年度 厚生労働省一般会計予算案社会保障関係費の内訳	
	・特別会計	
II	平成 2 1 年度予算案のポイント	6
○	雇用状況の改善のための緊急対策の推進	
○	安心して質の高い医療の確保	
○	持続可能で安心できる年金制度の構築	
○	少子化対策の推進	
○	安心して質の高い介護サービス等の確保	
○	障害者の自立支援の推進	
III	主要事項	2 2
第 1	健康な生活と安心して質の高い医療の確保等のための施策の推進	2 3
1	安心と希望の医療の確保	
2	感染症・疾病対策の推進	
3	がん等の生活習慣病対策の推進	
4	革新的な医薬品・医療機器の創出	
5	安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保	
第 2	厳しい経済環境の下における雇用・生活安定の確保	3 2
1	雇用状況の改善のための緊急対策の推進	
2	若者の自立の実現	
3	女性の就業希望の実現	
4	いくつになっても働ける社会の実現	
5	「福祉から雇用へ」推進 5 か年計画の推進	
6	職業能力形成システムの整備・充実	
7	地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実	
第 3	安心・納得して働くことのできる環境整備	4 2
1	安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備	
2	仕事と生活の調和の実現	
3	労働災害の減少を図るための安全衛生対策等の促進	
4	「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備	
第 4	人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進	4 6
1	地域の子育て支援の推進	
2	児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	
3	母子家庭等自立支援対策の推進	
4	母子保健医療の充実	
5	出産等に係る経済的負担の軽減	

6	仕事と生活の調和の実現（再掲）	
7	若者の自立の実現（再掲）	
第5	高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現	50
1	安心で質の高い介護サービスの確保	
2	福祉・介護人材確保対策の推進	
3	認知症対策の総合的な推進	
4	地域福祉の再構築	
5	いくつになっても働ける社会の実現（再掲）	
6	ひきこもりやホームレス等への支援	
7	刑務所出所者等に対する社会復帰支援	
8	生活保護制度の適正な実施	
9	持続可能で安心できる年金制度の構築	
第6	障害者の自立支援の推進	55
1	障害者の自立生活を支援するための施策の推進	
2	精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進	
3	発達障害者支援施策の更なる拡充	
4	障害者に対する就労支援の推進（再掲）	
第7	国民の安全と安心のための施策の推進	58
1	医薬品・医療機器の安全対策、迅速な提供体制の推進	
2	食品安全対策の推進	
3	自殺対策の推進	
4	大麻等薬物乱用対策の推進	
5	健康危機管理体制の強化	
6	安全で良質な水の安定供給	
第8	年金記録問題等への対応	63
1	年金記録問題への対応	
2	組織改革の推進	
3	業務改革の推進	
第9	各種施策の推進	65
1	国際社会への貢献	
2	行政の情報化の推進	
3	社会保障カード（仮称）の導入に向けた検討	
4	科学技術の振興	
5	戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等	
6	原爆被爆者の援護	
7	ハンセン病対策の推進	
8	カネミ油症研究の推進	
9	生活衛生関係営業の指導及び振興の推進	
（参考資料）		
・平成21年度	厚生労働省予算案の主要事項一覧表	68
・平成21年度	税制改正の概要	70

I 平成21年度予算案の全体像

平成21年度 厚生労働省予算案の概要

1 平成21年度予算案

25兆1,568億円

うち社会保障関係費 24兆6,522億円

2 前年度予算額

22兆1,223億円

うち社会保障関係費 21兆6,136億円

3 対前年度増加額(伸率)

3兆346億円(13.7%)

うち社会保障関係費 3兆386億円(14.1%)

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(参考)シーリング▲2,200億円への対応について

年金・医療等の経費の自然増の伸びの抑制(▲2,200億円)については、道路特定財源の一般財源化に際し創設される「地域活力基盤創造交付金(仮称)」の削減による社会保障への財源拠出(600億円)、特別保健福祉事業資金の清算(約1,370億円)により財源を確保して、後発医薬品の使用促進による削減(約▲230億円)を除き年金・医療等の経費の歳出削減を行わないこととした。また、特別保健福祉事業についても、今後適切な事業規模を確保していくものとする。

平成 2 1 年度 厚生労働省予算案総括表

一般会計

(単位：億円)

区 分	平成 20 年度 予 算 額 (A)	平成 21 年度 予 算 案 (B)	増 △ 減 額 (B) - (A)
一 般 会 計	221,223	251,568	30,346
社会保障関係費	216,136	246,522	30,386
科学技術振興費	1,135	1,145	10
その他の経費	3,951	3,901	△50

(注 1) 平成 20 年度予算額は、当初予算額である。

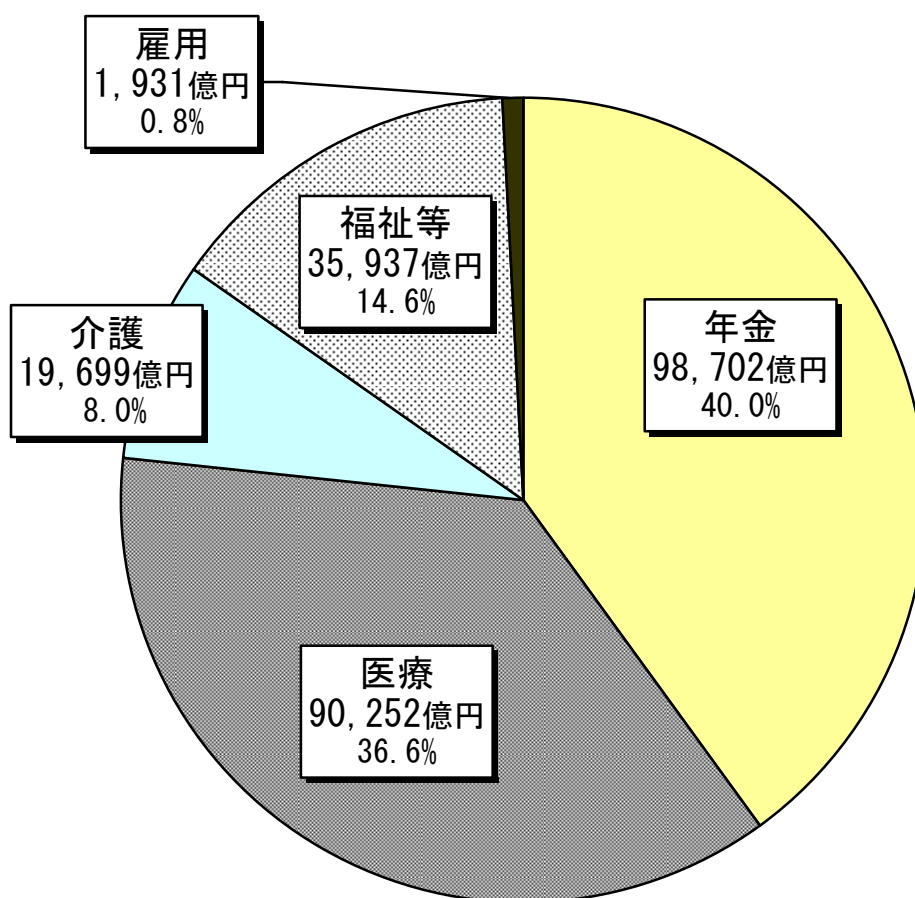
(注 2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成21年度 厚生労働省一般会計予算案 社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

	平成20年度 予算額	平成21年度 予算案	増△減額
社会保障関係費	216,136	246,522	30,386
年金	74,382	98,702	24,319
医療	85,644	90,252	4,609
介護	19,062	19,699	638
福祉等	35,092	35,937	846
雇用	1,957	1,931	△25



特別会計

(単位：億円)

区 分	平成 20 年度 予 算 額 (A)	平成 21 年度 予 算 案 (B)	増 △ 減 額 (B) - (A)
特 別 会 計	767,896	800,080	32,184
労働保険特別会計	33,174	34,438	1,264
年 金 特 別 会 計	732,535	763,591	31,057
国 立 高 度 専 門 医 療 セ ン ター 特 別 会 計	1,520	1,547	27
船員保険特別会計	667	503	△164

(注 1) 平成 20 年度予算額は、当初予算額である。

(注 2) 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。

(注 3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注 4) 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）附則第 67 条の規定に基づき、国立高度専門医療センター特別会計は平成 21 年度の末日、船員保険特別会計は日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）の施行の日の前日までの期間に限り設置することとされている。

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

Ⅱ 平成２１年度予算案のポイント

雇用状況の改善のための緊急対策の推進

世界金融危機は実体経済にも深刻な影響を及ぼしてきており、雇用状況は悪化している。このような状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇止め・解雇、新卒者の内定取消しなど、更に深刻な問題が生じており、今後、一層の雇用の悪化が懸念される。

このため、雇用の場の拡大のための各般の施策を講ずるとともに、労働者の雇用の維持、再就職支援、生活保障のための対策に万全を期する。また、若者、女性、高齢者、障害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援策、地域雇用対策の充実や人材面からの中小企業支援等を強力に進める。

1 住宅・生活対策

255億円（1.5億円）

<主な事業>

○住居を喪失した離職者及び不安定就労者に対する住居・就労支援対策の推進

255億円

- ・社員寮の退去を余儀なくされた離職者等に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等、家賃補助費(上限 36 万円)、住宅入居初期費用(上限 50 万円)、生活・就職活動費(上限 100 万円)の貸与を実施する。
- ・離職後も一定期間の入居について配慮するよう事業主へ要請、退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主へ助成(1人当たり4万～6万円、最大6か月)する。

2 雇用維持対策

880億円（191億円）

<主な事業>

○中小企業等の雇用維持支援

581億円

- ・休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援し、利益をあげられない中で雇用を維持する中小企業へ助成(手当、賃金の4/5(大企業2/3)、3年間300日支給)する。また、派遣労働者や期間工等、継続雇用期間が6か月未満の雇用保険の被保険者等についても対象とする。

○派遣先による派遣労働者の雇入れの支援

89億円

- ・派遣可能期間満了前に派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合は50万円)(大企業は半額))する。

○解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等

211億円

- ・解雇、雇止め予防等の啓発指導、賃金不払等の事案への迅速・適切な対応、正社員転換の指導等労働条件問題に係る相談を強化する。

<主な事業>

○ 年長フリーター等の雇用機会の確保 **220億円**

- ・ 年長フリーター等(25歳～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業1人100万円、大企業50万円)することにより、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。

○ 中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援 **626億円**

- ・ 高齢者、障害者、母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる中小企業に対して、手厚い支援を実施する。また、中小企業における各種助成金の利用に係る負担の軽減のため、相談支援を強化する。

○ ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充 **48億円**

- ・ 非正規労働者のための就労支援拠点として大都市圏に設置する「非正規労働者就労支援センター」において、安定就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、非正規労働者就労支援センター未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施する。
- ・ 雇用失業情勢の厳しい地域のハローワークにおける求人開拓体制を強化する。

○ 訓練期間中の経済的支援等の実施 **35億円**

- ・ ジョブ・カード制度の雇用型訓練における参加協力企業に対する助成(助成率 3/4(大企業は 2/3)等)や、職業訓練期間中の生活保障給付(10万円/月)を実施する。
- ・ 有期実習型訓練修了者を常用雇用する事業主に対して奨励金(1人100万円(大企業は50万円))を支給する。

○ 雇用失業情勢が厳しい地域に対する支援の強化 **89億円**

- ・ 地域貢献活動分野で活動を行う法人等における雇用機会開拓の実施や、雇用失業情勢が厳しい地域における創業等雇用創造に資する取組に対する支援、道県との共同による就職支援事業を実施する。

○ 離職者訓練の実施規模の拡充等 **241億円**

- ・ 失業者の増大に備え、離職者訓練の定員を大幅に増加。雇用の受け皿として期待できる分野(介護分野等)での安定雇用に向けて、長期間の訓練を拡充する。

○ 中小企業の子育て支援促進 **31億円**

- ・ 育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合の中小企業事業主に対する助成金(育児休業:1人目100万円、2人目以降80万円等)や、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金(助成率:3/4、限度額:40万円(1人当たり)、480万円(1事業主当たり))により支援する。

○ マザーズハローワーク事業の拡充等 **21億円**

- ・ マザーズハローワーク事業について、拠点を拡充(108か所→148か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。

○ 65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援 **109億円**

- ・ 65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主へ助成(大企業50万円、中小企業90万円等)、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援を実施する。

○ 中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援 **12億円**

- ・ 初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金(100万円)、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のための助成(10人以上の雇用で2000万円支給等)を実施する。

○ 介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実 **152億円**

- ・ 雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ(50万円(年長フリーター等の場合は100万円))に対する助成、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器(移動リフト等)の導入に対する助成(経費の 1/2(上限 250 万円))を実施する。

○ ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化 **16億円**

- ・ 日系人集住地域のハローワークなどにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化、就労のためのスキルが不足している者への研修を実施する。

4 内定取消し問題への対応

7. 6億円(新規)

<主な事業>

○ 内定を取り消された学生等への就職支援の強化 **7億円**

- ・ 企業名の公表も含め、企業に対する指導の徹底、採用内定を取り消された学生等を正規に雇用する事業主に対して奨励金(100万円(大企業50万円))を支給する。
- ・ 雇用調整助成金を活用し、新規学卒者を採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る事業主を支援(賃金・手当の4/5(大企業2/3))する。

○ 新規学卒者に対する就職支援の強化 **61百万円**

- ・ ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に地域の企業との就職面接会を実施する。
- ・ 早期の採用選考活動(青田買い)の抑制、新規学卒者の採用枠の拡大について、事業主団体に要請する。

5 雇用保険の給付見直し等

雇用保険制度について、保険料引下げ(1年間)、非正規労働者の適用基準の見直し(雇用見込1年→6か月)、特に再就職が困難な場合の給付日数の60日分延長、契約更新がなされなかった有期契約労働者の受給資格要件の緩和(被保険者期間1年→6か月)など、非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能を重点的に強化する。(雇用保険法改正)

(参考)【平成20年度第2次補正予算案】

合計4,048億円

○ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)

都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。

【2,500億円】

○緊急雇用創出事業(仮称)

都道府県に対する交付金により基金を創設し、緊急雇用創出事業(仮称)を実施することにより、失業者の一時的な雇用・就業機会の創出を図る。

【1,500億円】

○住宅・生活対策等

【48億円】

安いで質の高い医療の確保

「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月)に基づく医師等人材確保対策をはじめとした地域医療の確保など、安いで質の高い医療提供体制の充実を図る。

【参 考】

- ・ 医師確保対策の推進 272億円(161億円)
- ・ 救急医療対策の推進 205億円(100億円)

1 医師等人材確保対策の推進

488億円(377億円)

<主な事業>

○ 救急医療を担う医師の支援 20億円

- ・ 救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。《新規》

○ 産科医療を担う医師の支援 28億円

- ・ 地域でお産を支えている産科医の手当への財政的支援を行う。《新規》
- ・ 産科の後期研修医の手当への財政的支援を行う。《新規》

○ へき地医療を担う医師の支援 1.4億円

- ・ へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援を行う。《新規》

○ 医師派遣の推進 42億円

- ・ 医師派遣が円滑に行われるよう、派遣元医療機関、派遣先医療機関及び派遣医師に対する支援を強化する。

○ 勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減 37億円

- ・ 短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制等の導入促進を図るため、導入する病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費を支援する。《一部新規》
- ・ 就労環境の改善等について、効果的な総合対策を行う医療機関に対する財政的支援を行う。《新規》

○ 医師と看護師等の協働・連携の推進 6.4億円

- ・ 医師と看護師等の協働・連携の推進を図るための研修を実施し、医師が本来業務に専念できる体制を構築する。《新規》
- ・ 産科医の負担を軽減し、助産師がチームとして産科医等と連携して活躍できるよう、院内助産所・助産師外来開設のための研修を実施する。

○ 臨床研修病院への支援 13億円

- ・ 医師不足問題が深刻な地域や産科・小児科・救急医療等への貢献を行う臨床研修病院等において、医師の研修派遣及び外部講師の招へいに必要な経費等を支援することにより、臨床研修の質を確保しつつ、研修医の都市集中の是正を促進する。《一部新規》

○ 補償制度・医療事故における死因究明 4.9億円

- ・ 医師等が萎縮することなく医療を行える環境を整備するため、医療事故における死亡の死因究明・再発防止を行う仕組みを検討する。
- ・ 出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなど産科医療補償制度(H21.1 開始予定)の円滑な運用を促進する。

○ 看護職員の資質の向上と確保対策 98億円

- ・ 新人看護師・新人助産師に対する研修を推進するためのモデル事業を引き続き実施する。
- ・ 多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例普及等の事業を引き続き実施する。
- ・ 看護職員の中長期的な需給見通しについて検討を行う。《新規》

2 地域で支える医療の推進

504億円(371億円)

<主な事業>

○ 救急医療の充実 56億円

- ・ 小児初期救急センターの運営を支援する。《新規》
- ・ 第三次救急医療を担う救命救急センターの整備を推進する。
- ・ 精神科救急医療体制を強化する。

○ 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援 51億円

- ・ 平時から地域全体の医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備する。《新規》

○ ドクターヘリ導入の促進 21億円

- ・ ドクターヘリ事業の推進により、早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図る。

○ 産科医療の確保 50億円

- ・ 地域でお産を支えている産科医の手当への財政的支援を行う。《新規》
- ・ 出生数の少ない地域における産科医療機関の運営などに対する補助を行う。
- ・ 産科の後期研修医の手当への財政的支援を行う。《新規》
- ・ 就労環境の改善等について、効果的な総合対策を行う医療機関に対する財政的支援を行う。《新規》

○ 周産期医療の充実 **13億円**

- ・ 総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置する。《新規》
- ・ 地域周産期母子医療センターの運営を支援する。《新規》

○ 女性医師・看護師等の離職防止・復職支援 **45億円**

- ・ 病院内保育所の運営等に対する補助を行う。

3 医師等と患者・家族の協働の推進 **4.9億円(4.7億円)**

<主な事業>

○ 患者・家族対話の推進 **4.9億円**

- ・ 住民に対する医療の公共性や不確実性に関する認識の普及、医療従事者と国民との間の相互理解の推進等地域における意見交換の場を設置する。《一部新規》
- ・ 軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化などに関する普及啓発等を行う。

4 難病対策の一層の推進 **1,587億円(1,530億円)**

<主な事業>

○ 難病に関する調査・研究の大幅な拡充 **100億円**

- ・ 難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大等事業を大幅に拡充する。

5 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

9兆604億円（8兆6,199億円）

<主な事業>

○ 長寿医療制度、国民健康保険等に係る医療費国庫負担

8兆9,906億円

- ・各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

（参考）高齢者医療制度については、本年4月からの施行状況を踏まえ、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、補正予算において、きめ細かな改善策を講じることとした。

① 平成20年度第1次補正予算【2,528 億円】

- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減（平成20年度分；均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）
- ・被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担軽減（9割軽減）の継続
- ・70～74歳の医療費自己負担増（1割→2割）の凍結措置の継続等

② 平成20年度第2次補正予算案【1,215 億円】

- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減（平成21年度分；均等割9割軽減、所得割5割軽減）等

○ 医療費適正化に関する施策の推進

488億円

- ・医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導への助成を行う。
- ・医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用への助成を行う。

○ レセプト・オンライン化の推進

31億円

- ・医療サービスの質の向上等を図るため、レセプトを用いた医療費等の分析を行うための体制を整備する。

○ 高齢者医療運営円滑化事業の推進

190億円

- ・従来の特別保健福祉事業については、一般会計において引き続き実施することとし、被用者保険の拠出金負担増の緩和等を図り、高齢者医療制度の円滑な運営を図る。

持続可能で安心できる年金制度の構築

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、平成21年4月から基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。また、年金記録の管理等に対する国民の皆様の不信感を払拭するため、引き続き徹底して迅速かつ効率的に対策を進める。

1 年金国庫負担率の引き上げ

○ 年金給付費国庫負担金 9兆8,593億円

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、平成21年4月から基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。

2 年金記録問題への対応 284億円（298億円）

年金記録の管理等に対する国民の皆様の不信感を払拭するため、コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せなどの対策を引き続き徹底して迅速かつ効率的に進める。

（参考）平成20年度第1次補正予算により、紙台帳等の電子画像データ検索システムの構築等に着手する。 【204億円】

また、平成20年度第2次補正予算案において、不適正な遡及訂正処理の可能性のある年金記録（年金受給者分約2万件）の調査等を行う。 【11億円】

少子化対策の推進

「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月)、「新しい少子化対策について」(平成18年6月)に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」(集中重点期間平成20～22年度)、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1 地域の子育て支援の推進

6,877億円(6,868億円)

<主な事業>

○ すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 551億円

- ・ 子育て支援拠点の身近な場所への設置と機能拡充を行う。
- ・ 地域の利便性の高い多様な場における一時預かりを推進する。《一部新規》
- ・ 地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成など地域子育て支援を推進する。

○ 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,569億円

- ・ 待機児童解消を目指し、民間保育所における受け入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。
- ・ 家庭的保育(保育ママ)の大幅な拡充を行う。
- ・ 事業所内保育施設に対する助成措置について、助成期間の延長、地域への開放の促進を行う。

(参考) 平成20年度第2次補正予算案において、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に安心こども基金(仮称)を創設する。

【1,000億円(文部科学省分を含む。)]

○ 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

235億円

- ・ 「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ及び放課後子ども教室)を着実に推進する。
- ・ 「新待機児童ゼロ作戦」「5つの安心プラン」を踏まえた、ソフト面、ハード面での支援する。

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

926億円(849億円)

<主な事業>

○ 虐待を受けた子ども等への支援の強化 877億円

- ・ 子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能を強化する。
- ・ ファミリーホームの推進、里親支援体制の充実、児童養護施設等の小規模ケアや自立援助ホームの推進など社会的養護体制を拡充する。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

1, 743億円（1, 706億円）

<主な事業>

○ 自立のための就業支援等の推進

27億円

- ・ 高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業などの母子家庭の母の就業支援等を推進する。

（参考）平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 【1.3億円】

修業期間の最後の1／3の期間（上限12か月） → 修業期間の後半1／2の期間（上限18か月）

4 出産等に係る経済的負担の軽減

79億円

- ・ 安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げること等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

（参考）平成20年度第2次補正予算案において、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）を受けられるように、平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。 【790億円】

（参考）平成20年度第2次補正予算案において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

【651億円】

安いで質の高い介護サービス等の確保

安いで質の高い介護サービスの提供のための安定的・効率的な介護保険制度の運営、福祉・介護サービスを担う人材の確保を行うとともに、医療も含めた総合的な認知症対策や介護予防対策等の関連施策を推進する。

1 安いで質の高い介護サービスの確保

2兆976億円（2兆396億円）

<主な事業>

○ 地域における介護基盤の整備 407億円

- ・ 国土交通省との連携による、地域福祉拠点としての公的賃貸住宅団地等の再整備（安心住空間創出プロジェクト）及びケア付き住宅の整備を促進する。
- ・ 入所者に配慮した介護療養病床の介護療養型老人保健施設等への転換整備を重点的に実施する。
- ・ 消防法改正に伴い、既存の認知症高齢者グループホーム等小規模福祉施設に対するスプリンクラーの整備を促進する。

○ 介護報酬等の見直し

- ・ 平成21年4月にプラス3.0%の介護報酬改定を行うことにより、介護従事者等の処遇改善を図る。

（参考）平成20年度第2次補正予算案において、平成21年4月の介護報酬改定等に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。 【1,154億円】

○ 認知症対策の総合的な推進 39億円

- ・ 認知症疾患医療センターや地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置、就労支援を含めた若年性認知症に関する対策など、認知症の医療と生活の質を高める施策を総合的に推進する。

○ 訪問看護支援事業の実施 3.2億円

- ・ 在宅療養の充実を図るため、広域対応訪問看護ネットワークセンターにおいて、訪問看護の請求事務等の支援等を実施し、訪問看護事業の効率化、規模の拡大を支援する。《新規》

2 福祉・介護人材の確保対策の推進

169億円(44億円)

<主な事業>

○ 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

- ・ 新たに福祉・介護サービスに従事した者に対する巡回相談及び事業者への助言、実習受入施設のレベル向上のための講習を実施する。《新規》
(セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の中で対応)

(参考) 平成 20 年度第 2 次補正予算案において、福祉・介護人材の育成・定着を促進する。

- 1 福祉・介護人材確保のための緊急対策 【205 億円】
 - ・ 学生、教員等に対し福祉・介護の仕事の選択を促すための相談・助言事業
 - ・ 潜在的有資格者等の再就業を促進するための研修事業
 - ・ 複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等事業
 - ・ 職場体験の機会の提供事業
- 2 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充 【320 億円】
 - ・ 介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対して修学資金の貸付けを行う制度について、貸付限度額の引き上げ、返還免除要件の緩和等を実施する。

○ 地域における人材の確保

2. 6億円

- ・ 「安心と希望の介護ビジョン」を踏まえ、「高齢者地域活動推進者(コミュニティ・ワーク・コーディネーター)」を年間300人(10年間で3,000人)養成することとし、意欲ある地域の高齢者や住民が、主体的・積極的に活動するための環境を整備する。
- ・ 新たな住民参加型サービス等の担い手を養成し、介護保険制度等社会保障制度と相俟って、市民のための市民による支え合いの基盤を整備する。

○ 介護労働者の確保・定着

159億円

- ・ ハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、関係機関との連携による、潜在的有資格者等の掘り起こし、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施する(「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進)。《新規》
- ・ 介護業務未経験者の雇入れ等介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援を実施する。

3 地域福祉の再構築

<主な事業>

○ 地域福祉の再構築

- ・ 地域において様々な生活課題を抱えている者を早期に発見し、公的な福祉サービスや地域の支え合いなどによって問題解決を図っていくための仕組みを構築する。
(セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の中で対応)

障害者の自立支援の推進

障害者の自立生活を支援するため、良質な障害福祉サービスを確保するとともに、精神障害者の地域生活への移行支援の推進や発達障害者支援施策の更なる拡充を図る。さらに、障害者の職業的自立に向けた就労支援を推進する。

1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

9, 878億円（9, 652億円）

<主な事業>

○ 良質な障害福祉サービスの確保 5, 072億円

- ・平成21年4月に5.1%の障害福祉サービス費用（報酬）の改定を行うことにより、良質な人材の確保、障害福祉サービスの質の向上、事業者の経営基盤の安定等を図る。

（参考）平成20年度第2次補正予算案において、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業を、平成21年度以降も延長するため、基金の積み増しを行い、事業所支援、新法移行支援、福祉・介護人材確保対策等を実施する。

【855億円】

○ 地域生活支援事業の着実な実施 440億円

- ・障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図るとともに、事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

（参考）障害者就業・生活支援センター事業については、「成長力底上げ戦略」の「福祉から雇用へ」推進5か年計画等において、平成23年度までに全障害保健福祉圏域設置を推進していることから、平成21年度より地域生活支援事業から移し替えし、単独事業として実施する。【生活支援部分7億円】

2 精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

45億円（37億円）

<主な事業>

○ 精神障害者の地域移行・地域定着の推進 17億円

- ・精神障害者の地域移行を推進するために、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院促進や地域定着のための施策の推進

3 発達障害者支援施策の更なる拡充

13億円（11億円）

<主な事業>

○ 発達障害者の地域支援体制の確立

2.4億円

- ・ 発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うための支援体制を充実させる。

4 障害者に対する就労支援の推進

228億円（184億円）

<主な事業>

○ 「工賃倍増5か年計画」の推進

17億円

- ・ 福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、工賃水準の引上げを促進する。

III 主要事項

第1 健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月)に基づく医師等人材確保対策をはじめとした地域医療の確保など、安心で質の高い医療提供体制の充実を図るとともに、新型インフルエンザ等の感染症対策や、がん等の生活習慣病対策、難病等の疾病対策を推進する。

また、革新的な医薬品・医療機器の創出については、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成20年度改訂)に基づく施策を推進する。

医療保険制度については、高齢者医療制度の円滑な運営等により、安定的で持続可能な制度の運営を確保する。

1 安心と希望の医療の確保

847億円(670億円)

(1) 医師等人材確保対策の推進

488億円

① 救急・産科・へき地医療を担う勤務医等への支援

50億円

▶ 救急医療を担う医師の支援(新規)

20億円

救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。

▶ 産科医療を担う医師の支援(新規)

28億円

産科医・分娩施設の減少に鑑み、分娩取扱手当を支給することにより、処遇改善を通じて、産科医等の確保を図る。

また、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関への財政的支援を行うことにより、産科を志望する医師の確保を図る。

▶ へき地医療を担う医師の支援(新規)

1.4億円

へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援を行う。

② 医師派遣の推進

42億円

医師派遣が円滑に行われるよう、派遣元医療機関、派遣先医療機関及び派遣医師に対する支援の強化を図る。

(参考) 平成20年度第1次補正予算において、医師派遣を行う派遣元医療機関に対する支援の強化を図る。(59億円)

③勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減 37億円

短時間の勤務制度を導入する病院や、夜勤明けの連続勤務を行わないようにするための交代勤務制等を導入する病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費の支援を行う。

また、医師事務作業補助者の設置・充実を図るため、書類記載の代行等を行う専門的知識の習得を目的とする研修に参加させる病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費の支援を行う。

更に、就労環境の改善等について、効果的な総合対策を行う医療機関への財政的支援を行い、働きやすい職場環境を緊急的に整備する。

(参考)平成20年度第1次補正予算において、

- ・短時間正規雇用を導入する医療機関に対し代替職員の雇い上げに必要な経費の助成(4.7億円)
- ・勤務医の業務負担を軽減し本来業務に専念させるため、医師事務作業補助者の専門研修参加に係る代替職員の雇い上げに必要な経費の助成(6.8億円)を行う。

④医師と医療関係職との協働の充実 8.2億円

➤医師と看護師等の協働・連携の推進 6.4億円

看護師の薬剤の投与量調節や療養生活指導等の技術、助産師の正常なお産の進行管理等の技術を向上させる研修を行うことにより、看護師や助産師がその能力を活かすとともに、産科医等の負担の軽減や院内助産所・助産師外来開設を促進する。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、医師と看護師等の協働・連携を推進する効率的・効果的な研修方法等に関するモデル事業を創設する。
(1億円)

➤医師と薬剤師との協働の充実 1.8億円

チーム医療における医師等と薬剤師との協働を進める観点から、がん薬物療法など専門知識を持つ薬剤師や薬局・病院での実務研修を指導する薬剤師の養成など資質向上策を充実させる。

⑤臨床研修病院等への支援 13億円

医師不足問題がより深刻な地域や産科・小児科・救急医療等に貢献する臨床研修病院等の研修経費に対する支援の充実に加え、新たに外部講師の招へいに必要な経費等を支援することにより、臨床研修の質の向上を確保しつつ、研修医の都市集中の是正促進を図る。

⑥補償制度・医療事故における死因究明 4.9億円

医師等が萎縮することなく医療を行える環境を整備するため、医療事故における死亡の死因究明・再発防止を行う仕組みの検討や出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなど、産科医療補償制度(平成21年1月開始予定)の円滑な運用を進める。

⑦看護職員の資質の向上と確保対策

98億円

新人看護師・新人助産師に対する研修を推進するためのモデル事業を引き続き実施するとともに、多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例を普及することにより看護職員の就業の促進を図る。

また、看護職員の中長期的な需給見通しについて検討を行う。

(2)地域で支える医療の推進

504億円

①救急医療の改善策の推進

193億円

➤救急医療を担う医師の支援(新規)(再掲・23ページ参照)

20億円

救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。

➤救急医療の充実

56億円

夜間・休日に小児の軽症患者の診療を行う小児初期救急センターの運営を支援するとともに、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター(第三次救急医療機関)の整備を推進する。

➤管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援(新規)

51億円

平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備し、救急患者の受入れ実績等を踏まえた支援や、地域の診療所医師の救急医療への参画を促すための財政支援を行う。

(参考)平成20年度第1次補正予算において、平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備する。(5.8 億円)

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、災害派遣医療チーム(DMAT)が携行する通信装置及び災害時の救急医療に必要となる資機材の整備に必要な経費を助成する。(11 億円)

➤一般救急医療との連携などを通じた精神科救急医療体制の強化

21億円

精神科救急情報センター及び精神科救急医療施設における精神保健福祉士等の増員等により、一般救急医療と精神科救急医療の連携のための連絡調整体制を都道府県ごとに整備するとともに、空きベッドの確保等により、精神・身体疾患を併せ持つ患者に対する精神科救急体制の強化を図る。

②ドクターヘリ導入促進事業の充実

21億円

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ(医師が同乗する救急医療用ヘリコプター)事業を推進する。また、昼間の利用にとどまっているドクターヘリを夜間にも利用することができるように、夜間搬送のモデル事業を実施する。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図るため、管制塔機能を担う救急医療機関へのヘリポートの設置に必要な経費を助成する。(11億円)

③産科医療の確保(新規)(一部再掲・23ページ参照)

50億円

産科医・分娩施設の減少に鑑み、分娩取扱手当等の支給や、出生数の少ない地域に所在し経営に困難を生じている施設の運営等への財政的支援を行う。

また、臨床研修後の専門的な研修において、産科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関への財政的支援を行うことにより、産科を志望する医師の確保を図る。

更に就労環境の改善等について、効果的な総合対策を行う医療機関への財政的支援を行い、働きやすい職場環境を緊急的に整備することなどにより、産科医療を総合的に推進する。

④周産期医療の充実

13億円

出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に関する周産期医療体制の充実を図るため、総合周産期母子医療センターへの母体搬送コーディネーターの配置や、地域周産期母子医療センターの運営等への財政的支援を行う。

⑤女性医師・看護師等の離職防止・復職支援の実施

45億円

医療機関に勤務する女性医師・看護師等の乳幼児の保育に対する病院内保育所の運営等への財政的支援を行うことにより育児と勤務との両立を安心して行うことのできる環境を整備する。

(参考)平成20年度第1次補正予算において、老朽化した病院内保育所の改築等の経費を補助する。(1.6億円)

⑥医療機関の耐震化の促進

14億円

災害拠点病院をはじめとする医療機関の耐震化工事への財政的支援を行う。

⑦未収金対策への支援(新規)

60百万円

未収金対策として、医療機関が実施する実践的な取組に対して財政的支援を行う。

⑧医療分野の情報化の推進

7. 8億円

電子カルテ導入等の医療分野の情報化の推進や遠隔医療の設備整備に対する支援による地域医療の充実を図る。

(参考) 平成20年度第2次補正予算案において、地域における医療連携を推進するため、電子カルテルシステムを導入した地域の中心的役割を果たしている医療機関と周辺地域の医療機関間において、診療情報の共有・蓄積等を推進するために必要な機器・ソフトウェアの等の経費を助成する。(3. 8億円)

(3)医師等と患者・家族の協働の推進

4. 9億円

医師等と患者・家族との相互理解を推進するため、相談員を育成することなどにより、医療機関内の相談機能を充実させる。また、軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化などに関する普及啓発等を行う。

(4)住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実

4. 8億円

訪問看護事業所の看護の質の向上及び人材育成等を図るため、管理者に対する研修等を実施するとともに、居宅での緩和ケアに関する専門研修などを行い在宅医療の推進を図る。

2 感染症・疾病対策の推進

2, 139億円(2, 026億円)

(1)新型インフルエンザなど感染症対策の推進

225億円

①新型インフルエンザ対策の更なる推進

144億円

プレパンデミックワクチン(鳥-ヒト感染のインフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン)原液の備蓄を進めるとともに、医療機関や保健所等が、医療の提供等で連携するための協議会の設置、医療従事者に対する訓練・研修等の実施や、検疫所における水際対策の強化など、新型インフルエンザ対策の更なる推進を図る。

(参考) 平成20年度第1次補正予算において、国民の45%分を目指した抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄、ウイルス変異に対応したプレパンデミックワクチン原液の備蓄、入院医療を担当する医療機関に対する人工呼吸器と個人防護具(PPE)の整備補助、水際対策等に従事する者に必要な感染防護の資器材等の整備並びに国立感染症研究所における検体の確定診断の迅速化に必要な機器整備及び施設改修を実施する。(491億円)

②新興・再興感染症対策に関する研究の推進

26億円

パンデミックワクチン(新型インフルエンザが発生した場合に、そのウイルスを基に製造されるワクチン)の早期確保を図るための研究など、新興・再興感染症対策に関する研究を推進する。

(2) 難病対策の一層の推進 **1, 587億円**

① 難治性疾患に関する調査・研究の大幅な拡充 **100億円**

難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大など事業の大幅な拡充を図る。

② 難病患者の生活支援等の推進 **1, 487億円**

患者の医療費の負担軽減を図るため、特定疾患治療研究を実施するとともに、難病相談・支援センター事業等により、地域における難病患者の生活支援等の推進を図る。

(3) 肝炎対策の充実 **205億円**

① 肝炎ウイルス検査の実施と研究基盤の整備 **64億円**

市町村等による肝炎ウイルス検査等の実施を支援するとともに、保健所等において利用者の利便性に配慮した検査を行う。また、肝炎研究7カ年戦略(平成20年6月)を踏まえ、肝炎治療実績の大幅な改善に繋がるような肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。

② 安全・安心の肝炎治療の促進と普及啓発の実施 **141億円**

インターフェロン治療を必要とする患者に対する医療費の助成を行うとともに、医療従事者に対する研修等を行う肝疾患診療連携拠点病院に対する支援事業を実施する。また、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行う。

※ インターフェロン治療に係る医療費助成については、一定条件を満たし72週投与が必要な患者に対し助成期間を延長する。

(4) エイズ対策の推進 **75億円**

HIV感染やエイズの発症予防のため、同性愛者等に焦点を絞った普及啓発や、夜間・休日検査など利用者の利便性に配慮した検査・相談を行う。また、エイズ患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。

(5) 移植対策の推進 **26億円**

日本臓器移植ネットワークにおけるレシピエント検索システムを再構築し、臓器移植に係るあっせん業務の強化を図る。また、骨髄移植後の生存率の向上等のため、骨髄データバンク登録事業を充実させる。

(6) リウマチ・アレルギー対策の推進 **11億円**

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、喘息死をなくすため、喘息患者の自己管理の徹底や、かかりつけ医と専門医療機関との連携体制の構築等を行う。

(7)腎疾患対策の推進

3億円

慢性腎臓病(CKD)に関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、医療従事者への研修、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及啓発等を行う。

(8)総合的なうつ病対策の推進

6.2億円

うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発や、かかりつけ医に対するうつ病に関する研修の実施、休職した労働者の職場復帰支援の拡充を行う。

3 がん等の生活習慣病対策の推進

323億円(329億円)

(1)がん対策の総合的かつ計画的な推進

237億円

①放射線療法等の専門医師の育成及び緩和ケア等の着実な推進 68億円

若手医師を放射線療法等の専門医師として育成する研修体制の構築、精度の高い院内がん登録の実施等、がん診療連携拠点病院における機能強化を図るとともに、治療の初期段階からの緩和ケアや化学療法等を推進するため、医療従事者等に対する研修などを行う。

②がん予防・早期発見等の推進

82億円

がん対策に賛同する企業等との連携により、がん検診対象者に対する受診促進を図るとともに、全国どこでも一定水準以上のがん医療を受けられる環境整備の着実な実施や都道府県が重点的に取り組む施策に対する支援並びにがん患者等に対する情報提供及び相談支援等を行う。

③がんに関する研究の推進

86億円

がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を図るため、がん対策に資する研究を着実に推進するとともに、がん予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

(2)糖尿病、脳卒中等の生活習慣病対策の推進

86億円

①糖尿病、脳卒中予防対策の推進

84億円

糖尿病、脳卒中予防対策を推進するため、特定保健指導機関の評価制度の検討、医療従事者が個人の特徴に合わせた予防・治療法を実施するために必要な情報基盤の整備、人材育成、研究等を着実に推進する。

②たばこ対策の推進

3.5億円

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約」の批准国としての取組強化や「健康日本21」の目標達成のため、喫煙による健康影響に関する知識の向上、未成年者の喫煙防止、取組が遅れている飲食店等における分煙対策等の受動喫煙防止対策の推進などのたばこ対策を着実に実施する。

③食育の推進

8.2億円

食生活改善推進員等の食育推進活動を支援するほか、食事バランスガイドの普及啓発による適切な食生活に関する情報提供等を行う。

(3)女性の健康づくり対策の推進(新規)

3.5億円

女性特有の子宮がんや骨粗しょう症等疾患の予防に資する事業を都道府県等に委託し、効果的な事業展開手法について検証を進めつつ、女性の健康づくり対策を推進する。

4 革新的な医薬品・医療機器の創出

277億円(274億円)

(1)革新的な医薬品・医療機器の研究開発の促進

255億円

①医薬品・医療機器に関する研究費の重点化・拡充

251億円

がん、精神神経疾患、難病等の重大疾病領域、希少疾病領域、新たな技術(個人の特徴に応じた医療(テーラーメイド医療)、再生医療等)などの領域を重視し、先端医療研究拠点を中核とした複合体に対して研究資金の弾力的な運用や開発段階からの薬事相談等を試行的に行う先端医療開発特区(スーパー特区)による実用化促進を含め、革新的医薬品・医療機器の研究開発を推進する。

②世界に通ずる臨床研究拠点医療機関の整備(新規)

4億円

外国の研究機関との共同研究計画の作成や契約等の一括実施が可能な「世界に通ずる臨床研究拠点(グローバル臨床研究拠点)」を整備する。

(2)後発医薬品の使用促進

9.2億円

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実及び普及啓発等による環境整備に関する事業等を実施する。

さらに、平成21年度の新たな取組として、原則すべての保険者において「後発医薬品お願いカード」の配布等の取組が実施されるよう各般の施策を講ずる。

5 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

9兆604億円(8兆6,199億円)

(1) 長寿医療制度、国民健康保険等に係る医療費国庫負担

8兆9,906億円

各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

(参考) 高齢者医療制度については、本年4月からの施行状況を踏まえ、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、補正予算において、きめ細かな改善策を講じることとした。

① 平成20年度第1次補正予算(2,528 億円)

- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減(平成20年度分;均等割8.5割軽減、所得割5割軽減)
- ・被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担軽減(9割軽減)の継続
- ・70～74歳の医療費自己負担増(1割→2割)の凍結措置の継続等

② 平成20年度第2次補正予算案(1,215 億円)

- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減(平成21年度分;均等割9割軽減、所得割5割軽減)等

(2) 医療費適正化に関する施策の推進

488億円

① 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施

448億円

医療保険者が実施する40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導への助成を行う。

② 病床転換の推進

40億円

医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の助成を行う。

(3) レセプト・オンライン化の推進

31億円

レセプトのオンライン化を進めるとともに、医療サービスの質の向上等を図るため、レセプトを用いた医療費等の分析を行うための体制整備を行う。

(4) 高齢者医療運営円滑化事業の推進

190億円

従来の特別保健福祉事業については、一般会計において引き続き実施することとし、被用者保険の拠出金負担増の緩和等を図り、高齢者医療制度の円滑な運営を図る。

第2 厳しい経済環境の下における雇用・生活安定の確保

世界金融危機は実体経済にも深刻な影響を及ぼしてきており、10月の倒産件数は5年5か月ぶりの水準となる中で有効求人倍率は9か月連続して低下し、雇用状況は悪化している。

このような状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇止め・解雇、新卒者の内定取消しなど、更に深刻な問題が生じており、今後、一層の雇用の悪化が懸念される。このため、雇用の場の拡大のための各般の施策を講ずるとともに、労働者の雇用の維持、再就職支援、生活保障のための対策を強化する。また、若者、女性、高齢者、障害者等をはじめとするニーズに応じたきめ細やかな支援策、地域雇用対策の充実や人材面からの中小企業支援等を強力に進める。

1 雇用状況の改善のための緊急対策の推進

2,793億円(736億円)

(1) 住宅・生活対策 255億円

○ 住居を喪失した離職者及び不安定就労者に対する住居・就労支援対策の推進

255億円

派遣労働者や契約社員等の解雇・雇止めに伴って、社員寮の退去を余儀なくされた離職者及び常用就職へ向けて就職活動を行うネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を行うとともに、家賃補助費(上限36万円)、住宅入居初期費用(上限50万円)、生活・就職活動費(上限100万円)等の貸与を行う。

また、社員寮等の入居者の離職後も一定期間の入居について配慮するよう事業主への要請を行うとともに、退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主への助成(1人当たり4万～6万円、最大6か月)を行う。

(2) 雇用維持対策 880億円

① 中小企業等の雇用維持支援 581億円

休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援し、利益をあげられない中で雇用を維持する中小企業への助成(手当、賃金の4/5(大企業2/3)、3年間300日支給)を行う。さらに、派遣労働者や期間工等、継続雇用期間が6か月未満の雇用保険の被保険者等について、教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る場合についても助成を行う。

② 派遣先による派遣労働者の雇入れの支援 89億円

派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合は50万円)(大企業は半額))することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。

③解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等 **211億円**

解雇、雇止め予防等の啓発指導、賃金不払等の事案への迅速・適切な対応、正社員転換の指導等労働条件問題に係る相談を強化する。

(3)再就職支援対策等 **1,649億円**

①年長フリーター等の雇用機会の確保 **220億円**

年長フリーター等(25歳～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業1人100万円、大企業50万円)することにより、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。

②中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援 **626億円**

高齢者、障害者、母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる中小企業に対して、手厚い支援を行う。また、中小企業における各種助成金の利用に係る負担の軽減の観点から、相談支援を強化する。

③ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充等 **48億円**

三大都市圏(東京、愛知、大阪)に加え、北海道及び福岡に派遣労働者等非正規労働者の雇用の安定のための「非正規労働者就労支援センター」を設置し、安定就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、非正規労働者就労支援センター未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施する。

また、雇用失業情勢の厳しい地域のハローワークにおいて、求人開拓体制を強化する。

④訓練期間中の経済的支援等の実施 **35億円**

ジョブ・カード制度の雇用型訓練における参加協力企業に対する助成(助成率3/4(大企業2/3)等)や、基礎的な導入訓練を受講する若年者等及び実践的な職業訓練を受講する者に対し、職業訓練期間中の生活保障給付(10万円/月(扶養家族を有する場合には12万円))を行う。また、有期実習型訓練修了者の雇用を促進するため、常用雇用する事業主に対して奨励金(1人100万円(大企業50万円))を支給する。

⑤雇用失業情勢が厳しい地域に対する支援の強化 **89億円**

地域貢献活動分野で活動を行う法人等における雇用機会の開拓の実施や、雇用失業情勢が厳しい地域における創業等雇用創造に資する取組に対する支援を強化するとともに、道県との共同による就職支援事業を実施する。

⑥離職者訓練の実施規模の拡充等 **241億円**

失業者の増大に備え、離職者訓練の定員を大幅に増やすとともに、今後、雇用の受け皿として期待できる分野(介護、IT分野等)での安定雇用に向けて、長期間の訓練を大幅に拡充する。

⑦中小企業の子育て支援促進 **31億円**

育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合の中小企業事業主に対する助成金(育児休業:1人目100万円、2人目以降80万円等)や、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金(助成率:3/4、限度額:40万円(1人当たり)、480万円(1事業主当たり))により支援する。

⑧マザーズハローワーク事業の拡充 **21億円**

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充(108か所→148か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。

⑨65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援 **109億円**

65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への助成(中小企業90万円、大企業50万円等)や、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援により、高齢者の安定した就職の実現を図る。

⑩中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援 **12億円**

初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金(100万円)、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のための助成措置(10人以上の雇用で2,000万円支給等)により、安定的な障害者雇用の拡大を図る。

⑪介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実 **152億円**

雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ(50万円(年長フリーター等の場合は100万円)に対する助成、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器(移動リフト等)の導入に対する助成(経費の2分の1(上限250万円))等、介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対し、総合的な支援を実施する。

⑫ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化

16億円

日系人集住地域のハローワークなどにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化を行う他、就労のためのスキルが不足している者への研修を実施し、早期の再就職の促進を図る。

(参考)

○ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)

平成20年度第2次補正予算案において、都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。(2,500億円)

○緊急雇用創出事業(仮称)

平成20年度第2次補正予算案において、都道府県に対する交付金により基金を創設し、緊急雇用創出事業(仮称)を実施することにより、失業者の一時的な雇用・就業機会の創出を図る。(1,500億円)

(4)内定取消し問題への対応

7.6億円

①内定を取り消された学生等への就職支援の強化

7億円

企業名の公表も含め、企業に対する指導を徹底するとともに、採用内定を取り消された学生等について、正規に雇用する事業主に対して奨励金(100万円(大企業50万円))を支給する。また、新規学卒者の雇用の安定を図るため、雇用調整助成金を活用し、採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る事業主への支援(賃金・手当の4/5(大企業2/3))を行う。

②新規学卒者に対する就職支援の強化

61百万円

ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に地域の企業との就職面接会を実施する。

(5)雇用保険の給付の見直し

雇用保険制度について、保険料引下げ(1年間)、非正規労働者の適用基準の見直し(雇用見込1年→6か月)や、特に再就職が困難な場合の給付日数の60日分延長、契約更新がなされなかった有期契約労働者の受給資格要件の緩和(被保険者期間1年→6か月)など、非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能を重点的に強化する。(雇用保険法改正)

2 若者の自立の実現

553億円(313億円)

(1)「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進 456億円

①若者に対する就職支援 453億円

就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等(25歳～39歳)を重点に、職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援等を集中的に実施する。また、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度、年長フリーター等を積極的に正規雇用する事業主に対する奨励金(1人100万円(大企業は50万円)の活用とともに、実践的な職業訓練等を実施し安定した就職につなげる。

②若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進 3.6億円

若者の応募機会の拡大について、事業主への指導を強化するとともに、事業主への相談機能の充実を図るほか、モデル的な取組を支援し、その成果を広く発信する。

(2)ニート等の若者の職業的自立支援の強化 22億円

①「地域若者サポートステーション」事業の拡充 17億円

ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションについて、設置拠点を拡充(77か所→92か所)するとともに、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者・保護者に対し能動的に働きかけ等を行う。

②「若者自立塾」事業の実施等 5.1億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業について、訓練メニューの多様化等により、効果的な実施を図る。

(3)内定取消し問題への対応(再掲・前ページ参照) 7.6億円

3 女性の就業希望の実現

3,697億円(3,677億円)

(1)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実(第4-1-(2)(46ページ)で詳述) 3,569億円

女性の就業希望の継続を実現するため、待機児童の解消など保育サービスの充実を図る。

(2) 仕事と家庭の両立支援 **100億円**

① 育児・介護休業制度の拡充等 **46億円**

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のためのモデル事業を実施する。

② 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放 **46億円**

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長(5年間→10年間)するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設置促進を図る。

③ 中小企業における次世代育成支援対策の推進 **7.8億円**

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

(3) 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進 **29億円**

① ポジティブ・アクションの取組の推進 **3.3億円**

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組の具体的ノウハウを提供する。

② マザーズハローワーク事業の拡充(再掲・34ページ参照) **21億円**

③ 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援 **25百万円**

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習(eラーニングサービス)の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

4 いくつになっても働ける社会の実現

636億円(546億円)

(1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 **359億円**

① 高年齢者雇用確保措置の確実な実施 **17億円**

高年齢者雇用確保措置の確実な実施に向けた事業主指導を重点的に行うとともに、事業主団体等による小規模事業主等に対する雇用確保措置の導入及びその内容の充実についての相談援助を支援する。

②年齢に関わりなく働ける勤労環境の整備 **198億円**

希望者全員について、65歳以上まで雇用が確保される制度を導入する企業や、勤務時間の多様化、職域拡大、処遇改善等に取り組む企業への支援を行う。また、高年齢労働者が自ら労働災害リスクを認識できる手法を開発し、その試行を行う。

(2) 団塊の世代が活躍できる環境の整備 **64億円**

①「団塊世代のフロンティアプロジェクト(仮称)」の推進 **8.4億円**

在職中からジョブ・カードを用いたキャリア・コンサルティングを実施することにより、高齢者の円滑な再就職を支援する。また、職業キャリアを活かす地域貢献活動の情報や体験機会を提供するとともに、熟練技能人材に技能継承等に関する技法を教育し、「技能継承等インストラクター(仮称)」として養成する。

②再就職支援や起業支援のワンストップサービスの整備 **19億円**

事業主団体等の傘下の求人事業主や団塊世代の定年退職者等を対象としてキャリア・コンサルティング等を実施し、再就職支援を推進するとともに、起業支援情報を提供することにより、ワンストップサービスの整備を図る。

(3) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進 **147億円**

①シルバー人材センター事業の充実 **137億円**

シルバー人材センターと地方公共団体が共同して「教育、子育て、介護、環境」の分野を重点に企画提案した事業を支援するほか、シルバー人材センターにおいて会員が安心して働くことができる生活圏域内での就業機会の確保、女性会員が魅力を感じる職域の拡大等を実施する。

②高齢者の職業経験を生かした登録制による就業支援の実施(新規) **11億円**

高齢者の技術、技能、資格、職業経験等を登録し、地域の企業、団体、家庭、地域コミュニティーなどからの高齢者ニーズとマッチングさせる仕組みを構築する。

5 「福祉から雇用へ」推進5か年計画の推進 **291億円(261億円)**

(1) 障害者に対する就労支援の推進 **228億円**

①中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援
(一部再掲・34ページ参照)

15億円

複数の中小企業が事業協同組合等を活用し障害者を雇用するために要した費用の助成措置の創設や、初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金(100万円)、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のための助成措置(10人以上の雇用で2,000万円支給等)により、安定的な障害者雇用の拡大を図る。

②雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 **59億円**

ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」を推進するとともに、就業面と生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の拡充等により、地域における就労支援力の強化を図る。

③障害特性に応じた支援策の充実・強化 **14億円**

精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するモデル事業を創設するとともに、うつ病等休職者の職場復帰支援の拡充を図る。また、発達障害者及び難病のある人を雇用し適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成措置を創設する。

④障害者に対する職業能力開発支援の充実 **64億円**

企業現場等を活用した職業訓練を実施する中小企業に対し、訓練カリキュラムの策定から就職に至るまでの一貫した支援を行う。また、特別支援学校の生徒を対象とした職業訓練や、在職障害者を対象とした職業訓練を実施する。

⑤「工賃倍増5か年計画」の推進 **17億円**

福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、障害者の工賃を平成19年度から平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進する。

(2)生活保護世帯、母子世帯に対する就業支援の推進 **50億円**

①ハローワークと福祉事務所等との連携による就労支援の実施 **12億円**

ハローワークと福祉事務所等とが連携した「就労支援チーム」により、生活保護受給者等に対する一貫した就労支援を実施する。また、新たに母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。

②地域における母子家庭の就業・自立支援 **27億円**

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(3)刑務所出所者等に対する就労支援の推進 **2.5億円**

関係省庁との連携の下、刑務所出所者等に対し、職業相談、職業紹介、職業訓練等を行うとともに、試行雇用奨励金の支給、職場体験講習の実施及び職業相談等の体制の整備等により就労支援の充実を図る。

6 職業能力形成システムの整備・充実

206億円(174億円)

(1) 訓練期間中の経済的支援等の実施(再掲・33ページ参照) 35億円

(2) 職業能力形成プログラムにおける委託型訓練の実施 93億円

これまで職業能力形成機会に恵まれなかった方について、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を推進する。

(3) 非正規労働者等に対する導入訓練の実施 3.8億円

非正規労働者やニート等、直ちに実践的な職業訓練等を受講することが困難な者に対して、これらの職業訓練への「橋渡し」となる基礎的な導入訓練を実施する。

(4) ジョブ・カード制度の普及促進に向けた取組の強化 39億円

ジョブ・カードセンターにおいて、企業等の要請に基づきキャリア・コンサルティングを実施することにより、自社内の非正規労働者の正社員転換等を支援する。また、中小企業等に制度を普及させるため事業主団体等による先導的モデル事業を実施する。

(5) ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング体制等の整備 34億円

ハローワーク等において、ジョブ・カード交付希望者に対する綿密なキャリア・コンサルティングの実施体制等を整備するとともに、記載方法や効果的な活用方法について講習を実施し、交付を担うキャリア・コンサルタントの養成を進める。

7 地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実

2,117億円(858億円)

(1) 地域雇用対策の充実 587億円

① 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進(新規) 15億円

国と地方公共団体がそれぞれの特性を活かし、一体となって就業支援を行う「ふるさとハローワーク事業(仮称)」を創設する。

② 雇用失業情勢が厳しい地域に対する支援の強化(再掲・33ページ参照) 89億円

(2) 中小企業に対する雇用安定のための支援 1,354億円

① 中小企業等の雇用維持支援(再掲・32ページ参照) 581億円

② 中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援(再掲・33ページ) 626億円

③生産性の向上に資する人材の確保・定着等のための支援の実施 **96億円**

生産性向上や新分野進出等を図ろうとする中小企業が、それらに必要な人材の雇入れ、設備投資や職業能力開発を行った場合についての支援を充実する。

(3)ものづくり立国の推進 **17億円**

①地域におけるものづくり分野の人材育成に対する支援(新規) **60百万円**

ものづくり分野における人材育成に取り組む都道府県において、業界団体等と連携したものづくり分野における人材確保、在職者訓練、技能継承のための事業計画を策定の上、これに基づく事業を支援する。

②技能五輪大会の推進等によるものづくり技能の振興 **10億円**

若者の就業意欲の喚起や円滑な技能継承に資するため、技能五輪全国大会(開催地:茨城県)をはじめとする各種技能競技大会を推進するとともに、ものづくりの魅力、重要性の啓発により技能労働者の地位向上に努め、ものづくり技能の振興を図る。

③団塊世代の労働者を活用した技能継承等の推進 **6億円**

中小企業における技能継承や生産性向上等に資するため、団塊世代等の熟練技能人材に技能継承等に関する技法を教育し、「技能継承等インストラクター(仮称)」として養成する。

(4)介護労働者等の確保・定着 **159億円**

①介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実

(再掲・34ページ参照)

152億円

②「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進等による福祉人材確保対策の強化(新規)

7.4億円

ハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

第3 安心・納得して働くことのできる環境整備

将来にわたる安定した雇用・生活を実現するため、正社員以外の方々の正社員化を含む待遇の改善や、適正な雇用関係の構築などにより安心・納得して働ける環境の整備を図るとともに、健康で豊かな生活のための時間の確保や多様な働き方・生き方の選択などによる、仕事と生活の調和の実現を推進する。

1 安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備 449億円(39億円)

(1) 正社員以外の方々の待遇の改善 440億円

① 労働者派遣事業の適正化 8.6億円

日雇派遣の原則禁止など労働者派遣法制の見直しを実施するとともに、違法派遣、偽装請負の防止等を図るため、派遣元・派遣先等に対する厳正な指導監督や労働条件についての専門相談窓口の設置等を行う。また、派遣労働者等の雇用管理改善に向けた事業主の自主的取組を支援する。

② ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等に対する安定就労に向けた支援 31億円

日雇派遣労働者等の安定した就労を実現するため、ハローワークの特別の相談窓口において、担当者制による一貫したきめ細かい職業相談、職業紹介、職場定着指導等の支援を実施する。

③ 有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進 21億円

有期契約労働者を雇用する事業主に対し、ガイドライン等を活用し、事業主団体等を通じた相談支援等を実施する。また、中小企業事業主が、有期契約労働者を正社員へ転換する制度を導入した場合の助成措置に加え、フルタイムの有期契約労働者に正社員と共通の処遇制度等を新たに導入した場合の助成措置(50万円(正社員と共通の処遇制度の場合)、35万円(正社員と共通の教育訓練制度の場合))を創設する。

④ パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

17億円

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助等事業主支援を実施する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

さらに、短時間労働者に対する正社員との均衡待遇等を考慮した制度を導入する中小企業に対して助成(60万円等)する。

⑤ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充等
(再掲・33ページ参照) 48億円

⑥住居を喪失した離職者及び不安定就労者に対する住居・就労支援対策の推進
(再掲・32ページ参照) 255億円

⑦派遣先による派遣労働者の雇入れの支援(再掲・32ページ参照) 89億円

(2)適正な雇用関係の構築 8.9億円

①改正最低賃金法の円滑な施行等 5億円

最低賃金額の徹底を図るとともに、効率的・効果的な監督指導を実施することにより確実に最低賃金の履行確保を図り、賃金の低廉な労働者のセーフティネット機能を充実させる。

②労働契約法の円滑な施行 3.7億円

中小企業等に対して、労働契約法の趣旨及び内容の徹底を図るとともに、モデル就業規則の作成、就業規則適正化のための講習、望ましい労働契約の在り方に関する相談事業等を実施し、労使間の紛争の防止及び早期解決を図る。

2 仕事と生活の調和の実現

291億円(183億円)

(1)健康で豊かな生活のための時間の確保 60億円

①労働時間等の見直しに向けた取組の促進 31億円

業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定を支援するとともに、相談・助言を行う「仕事と生活の調和推進アドバイザー(仮称)」の養成等を図る。また、労働時間が長い事業場を対象とした重点的な監督指導を実施する。

②生涯キャリア形成支援の積極的展開 26億円

長期の教育訓練休暇制度の導入や時間外労働の制限など従業員の自発的な能力開発を支援する企業に対する助成を拡充する(訓練経費に対する助成率を1/3→1/2に引上げ等)。また、企業が行う従業員のキャリア形成の取組を診断するサービスを提供する。

(2) 企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進 14億円

メンタルヘルス対策の総合窓口において各種相談対応を行う等、メンタルヘルス不調者の発生防止、早期発見・早期治療のための対策、職場復帰支援に至るまでの一貫した取組を行う。

(3) 多様な働き方・生き方の選択 117億円

①労働者派遣事業の適正化(再掲・42ページ参照) 8.6億円

②ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等に対する安定就労に向けた支援(再掲・42ページ参照) 31億円

③有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進(再掲・42ページ参照) 21億円

④パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進(再掲・42ページ参照) 17億円

⑤ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充等(再掲・33ページ参照) 48億円

⑥マザーズハローワーク事業の拡充(再掲・34ページ参照) 21億円

⑦テレワークの普及促進 1.4億円

テレワークに関する労務管理についての相談・助言を行うテレワーク相談センターを拡充するとともに、講習会の開催により、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。また、在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

(4) 仕事と家庭の両立支援(再掲・37ページ参照) 100億円

3 労働災害の減少を図るための安全衛生対策等の促進

99億円(83億円)

(1) 企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進 14億円
(再掲・本ページ2(2)参照)

(2) 重篤な労働災害の防止対策の充実など安全衛生対策の推進 9.1億円

重篤な労働災害を防止するため、機械設備の安全対策を検討するほか、企業の努力義務である「危険性・有害性等の調査等」の実施促進を図るため、インターネット上でリスクを診断できるシステムの提供等を実施する。

(3) 職業性疾病等の予防対策の推進 29億円

ナノマテリアル(超微粒素材)の毒性情報を得るための実証試験や石綿健康障害予防のため実地調査、個別指導等を実施する。また、職場における新型インフルエンザ対策を推進するため事業者等に対して研修を行う。

(4) 産業保健活動及び健康づくり対策等の推進 **35億円**

労働者の健康障害防止等の支援として医師による面接を充実させ、相談・指導体制の機能強化と整備を図る。また、職場における受動喫煙防止対策の推進を図る。

(5) 石綿救済法等の趣旨及び内容の徹底 **96百万円**

石綿に係る労災補償制度の労災保険給付及び改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の内容等を幅広く周知・啓発することにより制度の周知徹底を図る。

4 「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備

22億円(19億円)

(1) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備 **15億円**

各都道府県労働局において、労働相談機関や紛争解決機関とネットワーク化を図るとともに、労働紛争の解決事例等の情報を収集して共有化することにより、総合労働相談コーナーにおける的確な相談対応や円滑かつ迅速な労働紛争問題の解決を図る。

(2) 労働関係法令の遵守に向けた監督指導等の徹底 **5.9億円**

派遣労働者の労働条件確保のための派遣元・派遣先に対する重点的な監督指導、改正最低賃金法の円滑な施行に向けた監督指導、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の労働関係法令の遵守に向けた監督指導等を徹底する。

第4 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月)、「新しい少子化対策について」(平成18年6月)に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」(集中重点期間平成20～22年度)、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1 地域の子育て支援の推進

6,877億円(6,868億円)

(1)すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 551億円

①地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 388億円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等への対応のためのモデル事業の実施等、地域の子育て支援の推進を図る。

②地域における子育て支援拠点の拡充 102億円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、その機能の拡充を図る。

(2)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,569億円

①待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 3,475億円

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。

②多様な保育サービスの提供 551億円

家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金(仮称)」を創設する。(1,000億円(文部科学省分を含む。))

(3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

235億円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(4) 児童手当国庫負担金

2,523億円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 926億円(849億円)

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

877億円

① 地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や養育支援訪問事業の全国展開及び子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図る。

② 児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

③ 社会的養護体制の拡充

822億円

家庭的養護を拡充するため、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の推進や里親支援体制の充実を行うとともに、児童養護施設等における小規模ケアの推進や幼稚園費の創設などを図るほか、施設を退所した児童等の就業・生活支援を目的とした児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

49億円

婦人相談所が配偶者からの暴力被害者を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

1,743億円(1,706億円)

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 78億円

① 自立のための就業支援等の推進(一部再掲・39ページ参照) 27億円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考) 平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 (1.3億円)

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

② マザーズハローワーク事業の拡充(再掲・34ページ参照) 21億円

(2) 自立を促進するための経済的支援 1,665億円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要な資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療の充実

193億円(184億円)

(1) 不妊治療等への支援 46億円

① 不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

② 妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 144億円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

5 出産等に係る経済的負担の軽減

79億円

安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げること等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように、平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。
(790億円)

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。(651億円)

6 仕事と生活の調和の実現(再掲・43ページ参照) 291億円(183億円)

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1)健康で豊かな生活のための時間の確保 | 60億円 |
| (2)企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進 | 14億円 |
| (3)多様な働き方・生き方の選択 | 117億円 |
| (4)仕事と家庭の両立支援 | 100億円 |

7 若者の自立の実現(再掲・36ページ参照)

553億円(313億円)

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1)「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進 | 456億円 |
| (2)ニート等の若者の職業的自立支援の強化 | 22億円 |
| (3)内定取消し問題への対応 | 7.6億円 |

第5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現

高齢者が生き生きと安心して暮らせる健康現役社会を実現するため、安心して質の高い介護サービスの提供のための安定的・効率的な介護保険制度の運営、福祉・介護サービスを担う人材の確保を行うとともに、医療も含めた総合的な認知症対策や介護予防対策等の関連施策を推進する。また、65歳までの雇用機会の確保、団塊世代の定年退職者の再就職支援等により、いくつになっても働ける社会の実現に向けた環境整備を図る。

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、平成21年4月から基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。

また、生活保護制度については、生活保護受給者の自立支援、制度の適正実施を推進する。

1 安心して質の高い介護サービスの確保

2兆976億円(2兆396億円)

(1) 地域における介護基盤の整備

407億円

地域における介護施設を整備するとともに、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、国土交通省との連携を図りつつ、地域福祉拠点としての公的賃貸住宅団地等の再整備(安心住空間創出プロジェクト)やケア付き住宅の整備を促進する。また、介護療養病床の介護療養型老人保健施設等への転換整備及び消防法改正に伴う、既存の認知症高齢者グループホーム等小規模福祉施設に対するスプリンクラーの整備を重点的に進めていく。

(2) 安定的・効率的な介護保険制度の運営

2兆378億円

要介護認定の適正化やケアマネジメントの適切化をはじめとする適正化対策を推進するとともに、平成21年4月にプラス3.0%の介護報酬改定を行うことにより、介護従事者等の処遇改善を図ることとする。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、平成21年4月の介護報酬改定等に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。(1,154億円)

(3) 介護サービスの質の向上及び医療との連携促進 191億円

①認知症対策の総合的な推進 (第5-3(次ページ)で詳述) 39億円

②地域における人材の確保(新規)(第5-2-(2)(本ページ)で詳述) 2.6億円

③訪問看護支援事業の実施(新規) 3.2億円

在宅療養の充実を図るため、広域対応訪問看護ネットワークセンターにおいて、訪問看護の請求事務等の支援等を実施し、訪問看護事業の効率化、規模の拡大を支援する。

2 福祉・介護人材確保対策の推進

169億円(44億円)

(1) 福祉・介護サービス従事者の確保の推進(新規)

新たに福祉・介護サービスに従事した者に対する巡回相談及び事業者への助言、実習受入施設レベル向上のための講習を通じ、福祉・介護人材の定着の促進を図る。
(セーフティネット支援対策等事業費補助金(210億円)の内数)

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、以下の福祉・介護人材確保対策を実施。

・福祉・介護人材の育成・定着の促進 (205億円)

(障害者自立支援対策臨時特例交付金(855億円)の内数)

・介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充(320億円)

(2) 地域における人材の確保(新規) 2.6億円

①高齢者地域活動推進者養成支援事業 90百万円

「安心と希望の介護ビジョン」を踏まえ、「高齢者地域活動推進者(コミュニティ・ワーク・コーディネーター)」を年間300人(10年間で3,000人)養成することとし、意欲ある地域の高齢者や住民が、主体的・積極的に活動するための環境を整備する。

②生活(介護)支援サポーター養成支援事業 1.7億円

新たな住民参加型サービス等の担い手を養成し、介護保険制度等社会保障制度と相俟って、市民のための市民による支え合いの基盤を整備する。

(3) 介護労働者等の確保・定着(再掲・41ページ参照) 159億円

3 認知症対策の総合的な推進

39億円(21億円)

認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置をはじめ、若年性認知症に関する総合的な対策など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高める施策を総合的に推進する。

4 地域福祉の再構築(新規)

地域において様々な生活課題を抱えている者を早期に発見し、公的な福祉サービスや地域の支え合いなどによって問題解決を図っていくための仕組みを構築する(例えば、市町村による全戸訪問調査や要援護者マップづくり、定期的な訪問等による見守りなどの取組により、高齢者等への虐待や孤立死の防止、災害時の要援護者対策等を推進する。)

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(210 億円)の内数)

5 いくつになっても働ける社会の実現(再掲・37ページ参照)

636億円(546億円)

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 | 359 億円 |
| (2) 団塊の世代が活躍できる環境の整備 | 64 億円 |
| (3) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進 | 147 億円 |

6 ひきこもりやホームレス等への支援

31億円(31億円)

(1) ひきこもり対策の推進(新規)

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」(仮称)を都道府県・指定都市に整備する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(210 億円)の内数)

(2) ホームレス自立支援の推進

31億円

ホームレスの自立支援を推進するため、巡回相談活動を行う総合相談推進事業や就業機会の確保を図るための就業支援事業等を実施する。

また、ホームレス自立支援事業については、自立支援センターの設置の際に、民間賃貸住宅等の空き住戸などを活用し、ホームレスの社会復帰が円滑に行われるよう支援する。

7 刑務所出所者等に対する社会復帰支援

2.5億円(1.7億円)

(1) 刑務所出所者等の地域生活定着支援(新規)

各都道府県の保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」(仮称)により、刑務所入所中から、福祉サービス(障害者手帳の発給、年金受給など)に繋げる準備を行い、刑務所出所者等の社会復帰を支援する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(210億円)の内数)

(2) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進(再掲・39ページ参照)

2.5億円

8 生活保護制度の適正な実施

2兆1,093億円(2兆162億円)

(1) 生活保護費国庫負担金

2兆585億円

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

(2) 自立支援の着実な推進

生活保護受給者の自立支援について、各自治体における自立支援プログラムによる支援を着実に推進するとともに、新たに、就労意欲が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者に対して、就労意欲を喚起するための支援等を実施する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(210億円)の内数)

なお、母子世帯等に対して自立に向けたきめ細かな就労支援を行うとともに、母子加算については平成21年4月から廃止する(3年計画の最終年次)。

(3) 適正実施の推進

課税調査の徹底、不正受給の防止など生活保護制度の適正実施を推進する。

9 持続可能で安心できる年金制度の構築

9兆8, 593億円(7兆4, 258億円)

○年金給付費国庫負担金

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、平成21年4月から基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。

第6 障害者の自立支援の推進

障害者の自立生活を支援するため、良質な障害福祉サービスを確保するとともに、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援の推進や発達障害者支援施策の更なる拡充を図る。

さらに、福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、工賃水準の引上げを図り、障害者の職業的自立に向けた就労支援を総合的に推進する。

1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

9,878億円(9,652億円)

(1) 良質な障害福祉サービスの確保

5,072億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る。

また、平成21年4月に5.1%の障害福祉サービス費用(報酬)の改定を行うことにより、良質な人材の確保、障害福祉サービスの質の向上、事業者の経営基盤の安定等を図る。

(参考) 平成20年度第2次補正予算案において、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業を、平成21年度以降も延長するため、基金の積み増しを行い、事業所支援、新法移行支援、福祉・介護人材確保対策等を実施する。(855億円)

(2) 地域生活支援事業の着実な実施

440億円

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図るとともに、事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

(参考) 障害者就業・生活支援センター事業については、「成長力底上げ戦略」の「福祉から雇用へ」推進5か年計画等において、平成23年度までに全障害保健福祉圏域設置を推進していることから、平成21年度より地域生活支援事業から移し替えし、単独事業として実施する。

【生活支援部分7億円】

(3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供

1,447億円

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者向けの更生医療、身体障害児向けの育成医療)を提供する。

(4) 障害者の就労支援の推進(再掲・39ページ参照) 17億円

福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、障害者の工賃を平成19年度から平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進する。

(5) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の充実・強化 220億円

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

(6) 障害福祉サービス提供体制の整備 128億円

障害者の就労支援や地域移行を促進するため、就労移行支援等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の整備を促進する。

また、国土交通省と連携を図り、公的賃貸住宅団地等の再整備(安心住空間創出プロジェクト)等により、障害者が安心して地域で生活が続けられるよう、基盤の整備を推進する。

2 精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進 45億円(37億円)

(1) 精神障害者の地域移行・地域定着の推進 17億円

精神障害者の地域移行を推進するために、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院促進や地域定着のための施策の推進を図る。

(2) 精神科救急医療体制の強化(再掲・25ページ参照) 21億円

(3) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進 80百万円

精神疾患や精神障害者に関する国民の正しい理解のための普及啓発を推進する。

3 発達障害者支援施策の更なる拡充 13億円(11億円)

(1) 発達障害者の地域支援体制の確立 2.4億円

○発達障害者支援センター等における支援 2.2億円

発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等への支援を行うとともに、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、個別支援計画の実施状況を調査・評価等し、適切な助言等を行うことにより支援体制の整備を推進する。

(2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施 6. 6億円

発達障害のある子どもの成長に沿った一貫した支援となるよう先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害者支援に携わる職員等への研修や、発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供を行う。

また、「世界自閉症啓発デー」を契機に、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(3) 発達障害者の就労支援の推進(一部再掲・39ページ参照) 3. 7億円

発達障害学生の子どもの個性や希望に配慮した職業相談等を行うとともに就労支援機器の整備を行う。また、発達障害者を雇用し適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成措置を創設するとともに、発達障害者に対する職業訓練機会を拡充する。

4 障害者に対する就労支援の推進(再掲・38ページ参照)

228億円(184億円)

(1) 中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援 15億円

(2) 雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 59億円

(3) 障害特性に応じた支援策の充実・強化 14億円

(4) 障害者に対する職業能力開発支援の充実 64億円

(5) 「工賃倍増5か年計画」の推進 17億円

第7 国民の安全と安心のための施策の推進

薬害再発防止のため、医薬品・医療機器の安全対策を強化するとともに、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に提供するための対策、血液対策、麻薬・覚せい剤等対策を推進する。

また、国民の食の安全・安心に対する関心は非常に高く、国民の健康危害防止のため、輸入食品の安全対策、残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な実施、健康食品の安全性の確保など、食品安全対策を推進する。

あわせて、自殺対策、バイオテロリズム等の発生に備えた健康危機管理体制の強化、安全で良質な水の確保を推進する。

1 医薬品・医療機器の安全対策、迅速な提供体制の推進

103億円(105億円)

(1) 医薬品・医療機器の安全対策の推進

10億円

医薬品・医療機器による健康被害の再発防止を図る観点から、未知の副作用を早期に検出して注意喚起等するため、安全性に関する情報の収集・分析・評価体制の充実のための医薬品医療機器総合機構職員の増員、新たなリスク管理手法の検討など、医薬品等の市販後安全対策の強化を図る。

(2) 新医薬品・医療機器の迅速な提供

7.8億円

国内外で開発された有効で安全な新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにするため、日米欧三極における医薬品の国際共同治験に関する相談体制の整備や日米両国における医療機器の同時審査等のための検討を行う。

(3) 安全、安心な血液製剤の供給確保

7億円

医療に不可欠な血液製剤の安全性の向上と安定供給の確保を図るとともに、献血に対する国民の意識の向上が図られるよう、普及啓発活動を引き続き推進する。

2 食品安全対策の推進

153億円(155億円)

(1) 食品の危害情報の集約・管理分析体制の強化

18百万円

○食品危害情報システム(仮称)の構築等(新規)

18百万円

様々な食中毒事案等への迅速かつ的確な対応や、消費者や食品関連事業者、医療関係者からの情報入手など、食中毒事案に常時対応できる体制を整備する。

(2) 輸入食品の安全確保策の強化 **120億円**

① 輸入食品の監視体制の強化 **26億円**

検疫所における輸入食品のモニタリング検査の充実等を図るとともに、加工食品の残留農薬検査を強化するなど、検査体制を強化する。

(参考) 平成20年度第1次補正予算において、多数の原材料からなる複雑な加工食品の残留農薬等の検査体制を強化するため、検疫所における機器整備を行うなど、食の安全対策を強化する。(9.9億円)

② 対日輸出施設への査察体制の強化等(新規) **7百万円**

また、輸出国における食品安全対策の調査・評価を行い、現地調査を実施するとともに、食品衛生上の問題が認められた輸出国に係る対日輸出食品の生産・製造工程における衛生管理の実態調査、二国間協議の実施等を行う。

(3) 残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保 **16億円**

① 加工食品中の残留農薬等の分析法の開発(新規) **2.2億円**

輸入業者の自主管理及び検疫所における監視強化に資するよう、多種多様な加工食品の残留農薬に係る分析法を開発する。

② 残留農薬等のポジティブリスト制度の着実な推進 **3.9億円**

ポジティブリスト制度(農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度)において、国際基準等を参考に農薬等の基準の見直しを計画的に行い、制度の着実な推進を図る。

③ 食品添加物、容器包装等の安全性確認の計画的な推進 **9.3億円**

新たな毒性試験を活用しつつ、食品添加物等の安全性の見直しを計画的に実施する。また、食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制については、毒性等の基礎データを収集するなど、ポジティブリスト制度の国内導入に向けた調査を行う。

(4) 健康食品の安全性の確保等の推進 **52百万円**

原材料や製造工程における健康食品の安全性を確保するため、事業者以外の第三者による認証を行う制度の普及等を図る。

(5) 食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進 **17百万円**

食品安全施策について、国民の理解や信頼を高めるため、的確な情報提供や消費者等からの幅広い意見・情報収集を行うなど、リスクコミュニケーションの取組を推進する。

(6) 食品の安全・安心の確保に資する研究等の推進 **15億円**

輸入食品の安全性確保、BSEの人体への影響等の様々な問題に対し、科学的根拠に基づく安全性に関する調査研究、先端技術を応用した検査技術の開発とともに、油症研究の充実を図るなど、食品の安全・安心の確保に資する研究を推進する。

3 自殺対策の推進

23億円(13億円)

(1) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進

(一部再掲・29ページ参照)

80百万円

自殺との関連が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発を行う。

(2) 自殺予防総合対策センターにおける情報提供等の推進 **53百万円**

総合的な自殺対策を実施するため、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、インターネットによる情報提供、関係団体等との連絡調整を行うとともに、関係機関の相談員や医療現場に従事する心理職等を対象とした専門的な研修及び自殺の実態を解明するための調査を行う。

(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組の支援

6.2億円

市町村・医療機関等の関係機関の連携の強化、自殺対策に関する人材育成のための地域自殺予防情報センター(仮称)の設置、地域における先進的な自殺対策の取組の検証、自殺未遂者や自殺者遺族へのケア対策などを推進する。

また、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

(4) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成

(一部再掲・44ページ参照)

12億円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、かかりつけ医に対するうつ病の診断・治療・医療連携等に関する研修を行う。

また、職場におけるメンタルヘルス対策の総合窓口において各種相談対応を行うなど、メンタルヘルス不調者の発生防止等の対策を推進するとともに、休職した労働者の職場復帰支援の拡充により一貫した取組を行う。

(5) 自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進

3.2億円

自殺予防に向け、複数地域を対象に、こころの健康の啓発活動をはじめとする複合的なプログラムを導入した比較介入研究を行うとともに、救急部門に搬送された自殺未遂者に対してケースマネジメントによる支援を行い、再び自殺を試みることを予防する研究等を実施する。

4 大麻等薬物乱用対策の推進

9. 7億円(9. 4億円)

(1) 取締体制の強化

5. 6億円

巧妙化、広域化かつ組織化する麻薬・覚せい剤・大麻等の薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、暴力団や外国人犯罪組織などの取締体制を強化する。

(2) 特定薬物乱用重点予防啓発の強化

44百万円

青少年による大麻等薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上のため、従来からの施策に加え、高校生を対象とした大麻等に重点をおいた啓発資材の作成・配布を行う。

(3) 依存症対策の推進(新規)

50百万円

地域における薬物・アルコール依存症対策を推進するため、モデル事業の実施による実効性のある取組について検証を行う。

5 健康危機管理体制の強化

8. 1億円(8. 9億円)

(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進

4. 1億円

感染症やバイオテロリズムの発生に備えた初動体制の確保や危機情報の共有及び活用、地域における健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

(2) 健康危機管理体制の整備・強化

2. 7億円

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域における連携体制・専門家ネットワークの構築等を行うとともに、地域における健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

(3) 国際健康危機管理対応能力の強化

1. 3億円

国内外での未知の感染症等の発生時にWHO等が編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、解析、情報提供等を行う。また、病原体のゲノム情報の蓄積、データベース化及び解析を推進する。

(1) 水道施設の整備**665億円**

すべての国民に安全で良質な水道水の安定的な供給を行うために、水道施設の耐震化等の災害対策を拡充するなど「水道ビジョン」(平成20年7月改訂)に基づく取組を推進する。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、水道施設の耐震化率が低い現状に鑑み、地震により災害を受けやすい老朽化した石綿セメント管、コンクリート管、塩化ビニル管の更新、並びに配水池等の基幹水道構造物の耐震化の促進を図る。(85億円)

(2) 水道分野の国際展開の推進**22百万円**

「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月)及び「経済成長戦略大綱」(平成18年7月)に位置付けられている水道産業の国際展開を支援するため、日本の水道の普及等に向けたアジアでの現地セミナーの開催等を実施する。

第8 年金記録問題等への対応

年金記録問題の対応については、年金記録の管理等に対する国民の皆様の不信感を払拭するため、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日政府・与党合意)等に沿って、引き続き徹底して迅速かつ効率的に対策を進める。

また、保険料収納率の向上、民間委託の拡大等の取組を徹底するとともに、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成20年7月29日閣議決定)に沿って、平成22年1月に日本年金機構を設立する。

1 年金記録問題への対応

284億円(298億円)

(1) コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せ 107億円

コンピュータの記録と台帳等との突合せを計画的・効率的に実施するため、紙台帳等の電子画像データ検索システムの構築などの準備を着実に進める。

(2) 標準報酬等遡及訂正事案への対応 111億円

標準報酬等のお知らせを厚生年金受給者へ送付し、ご本人に記録を確認していただく。併せて、受給者からの標準報酬等に関する相談に対応するための体制を整備する。

(3) 「今後解明を進める記録」の解明・統合等 66億円

基礎年金番号に統合されていない記録について、記録の内容に応じた解明作業を進め、統合を図る。その他、共済組合等から提供された共済過去記録についても統合を進める。

(参考) 平成20年度第1次補正予算により、紙台帳等の電子画像データ検索システムの構築等に着手。(204億円)

また、平成20年度第2次補正予算案において、不適正な遡及訂正処理の可能性のある年金記録(年金受給者分約2万件)の調査等を行う。(11億円)

2 組織改革の推進

685億円(12億円)

(1) 日本年金機構の設立

44億円

国民の公的年金制度への信頼を回復するため、社会保険庁を廃止し、日本年金機構を平成22年1月に設立して正確かつ効率的に業務を実施する。

(2) 日本年金機構運営費交付金(新規)

642億円

3 業務改革の推進

1,410億円(1,483億円)

(1) 保険料収納対策の推進

112億円

市町村からの所得情報を活用した強制徴収及び免除勧奨の実施、公共サービス改革法に基づく民間ノウハウを活用した収納事業の実施等により、国民年金保険料の収納対策を推進する。

(2) 社会保険オンラインシステムの見直し

1,297億円

社会保険オンラインシステムについて、競争入札を可能とし運用調達コストを削減するため、システムのオープン化(専用機器から汎用機器への移行、記録管理及び基礎年金システムのソフトウェアの再構築等)を図り、汎用性のある効率的なシステムの構築を着実に実施する。

第9 各種施策の推進

1 国際社会への貢献

239億円(240億円)

厚生労働行政における国際協力については、本年我が国で開催されたG8北海道洞爺湖サミット、第4回アフリカ開発会議、G8労働大臣会合の成果を踏まえ、アジア地域に加え、アフリカ地域も念頭に置き、国際機関の活用など戦略的に推進する。

(1) G8北海道洞爺湖サミット等の成果を着実に実施するための国際協力の推進 159億円

①世界保健機関(WHO)等を通じた国際協力等の推進 98億円

世界保健機関等への拠出等を通じ、開発途上国やアフリカ地域における感染症対策事業、母子保健事業、保健システム強化事業等により、G8北海道洞爺湖サミット等の成果である国際保健の課題への取組を推進する。

②国際労働機関(ILO)を通じた国際協力等の推進 62億円

国際労働機関への拠出等を通じ、労働者等の健康確保対策の推進など、アジアにおける「働きがいのある人間らしい仕事」の実現に向けた取組を推進するとともに、G8労働大臣会合の成果を踏まえ、地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援に係る事業を行う。

(2) 外国人労働問題等への適切な対応 32億円

①外国人研修・技能実習制度の見直しと適正化 6.4億円

制度運用の適正化を図るため、研修生・技能実習生の受入れ機関等に対する巡回指導を強化し、また、母国語による電話相談を実施するとともに、新たに、技能実習生の技能習得を促進するためのモデル事業を実施する。

②「留学生30万人計画」に基づく国内就職促進の加速 4億円

企業が留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人労働者を適切に活用できる労務管理の在り方について関係省庁、大学、企業等の協力を得て検討を行い、雇用管理指導や講習会等により周知する。また、留学生の国内就職市場の拡大を図るため、留学生向けインターンシップを行う。

③外国人指針に基づく雇用管理改善の一層の推進(新規) 97百万円

ハローワークにおいて外国人雇用事業所へ訪問して雇用管理改善指導や相談援助を実施する。また、日系人を雇用する事業所に対する社会保険労務士による雇用管理改善指導や業界団体を活用した雇用管理改善指導を実施する。

④ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化

(再掲・35ページ参照)

16億円

⑤経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入れ

83百万円

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、受入施設に対する巡回指導を行うとともに、看護・介護導入研修を行う。

2 行政の情報化の推進

5億円(4.1億円)

電子政府構築計画(平成15年7月)等を踏まえ、利用者本位で透明性が高く、効率的で安全な行政サービスの提供と行政内部の業務・システムの最適化を図るための基盤整備を行う。

3 社会保障カード(仮称)の導入に向けた検討

3.9億円(2.1億円)

社会保障分野におけるICカードの利活用に関する検討を更に推進する。

4 科学技術の振興

1,207億円(1,176億円)

第3期科学技術基本計画(平成18年3月)を踏まえ、厚生労働行政分野の科学研究等を推進し、健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現を目指すとともに、イノベーション25(平成19年6月)の社会還元加速プロジェクト等を推進する。

また、国立高度専門医療センターにおいて、高度先駆的医療等の臨床研究を推進する。

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等

498億円(547億円)

(1)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給

戦後60周年にあたる平成17年に国として特別の弔慰を表すために支給された特別弔慰金の基準日以降に、公務扶助料等の受給権を有する遺族がいなくなった戦没者等の遺族に対して、新たな基準日を設けて特別弔慰金(額面 24 万円、6年償還)を支給する。

(2)戦没者慰霊事業の推進

10億円

戦後63年を経過し、遺族の高齢化が進展する中、未送還遺骨に関する情報収集事業の充実を図り、遺骨収集など戦没者慰霊事業の推進を図る。

(3)中国残留邦人等への支援

111億円

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、中国残留邦人等への支援策を着実に実施する。

6 原爆被爆者の援護

1,532億円(1,536億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き推進する。

7 ハンセン病対策の推進

422億円(439億円)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養の確保、退所者等に対する社会生活支援策の充実、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に推進する。

8 カネミ油症研究の推進

36百万円(2.8億円)

今年度実施中の健康実態調査の結果の分析等を行い、油症研究の加速的推進に資する報告書を取りまとめるなど、油症研究を推進する。

9 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進

20億円(18億円)

生活衛生関係営業経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、生活衛生同業組合の活動を通じた経営革新等に資する事業を推進するとともに、株式会社日本政策金融公庫による生活衛生資金貸付制度の充実を図る。

参 考 資 料

平成 2 1 年度厚生労働省予算案の主要事項一覧表

(単位：百万円)

項目	主要事項	平成 20 年度 予 算 額	平成 21 年度 予 算 案 額
第 1 健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進	1 安心と希望の医療の確保	6 7,0 1 1	8 4,7 4 1
	2 感染症・疾病対策の推進	2 0 2,5 9 5	2 1 3,9 2 3
	3 がん等の生活習慣病対策の推進	3 2,8 9 7	3 2,2 7 8
	4 革新的な医薬品・医療機器の創出	2 7,3 6 2	2 7,6 7 5
	5 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保	8,6 1 9,9 3 5	9,0 6 0,3 5 2
第 2 厳しい経済状況の下における雇用・生活安定の確保	1 雇用状況の改善のための緊急対策の推進	7 3,6 1 8	2 7 9,2 5 1
	2 若者の自立の実現	3 1,3 1 4	5 5,2 9 6
	3 女性の就業希望の実現	3 6 7,6 6 6	3 6 9,7 2 8
	4 いくつになっても働ける社会の実現	5 4,6 1 5	6 3,5 6 7
	5 「福祉から雇用へ」推進 5 か年計画の推進	2 6,1 1 7	2 9,1 4 5
	6 職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の整備・充実	1 7,4 1 9	2 0,5 8 4
	7 地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実	8 5,7 9 3	2 1 1,7 4 8
第 3 安心・納得して働くことのできる環境整備	1 安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備	3,9 2 8	4 4,9 2 2
	2 仕事と生活の調和の実現	1 8,2 8 4	2 9,0 8 5
	3 労働災害の減少を図るための安全衛生対策等の促進	8,2 7 4	9,9 0 9
	4 「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備	1,8 5 5	2,1 5 6
第 4 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進	1 地域の子育て支援の推進	6 8 6,8 2 5	6 8 7,7 3 8
	2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	8 4,8 7 1	9 2,6 2 4
	3 母子家庭等自立支援対策の推進	1 7 0,6 2 7	1 7 4,3 0 6
	4 母子保健医療の充実	1 8,4 3 4	1 9,3 0 1
	5 出産に係る経済的負担の軽減	-	7,9 3 4
	6 仕事と生活の調和（再掲）	1 8,2 8 4	2 9,0 8 5
	7 若者の自立の実現（再掲）	3 1,3 1 4	5 5,2 9 6
第 5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現	1 安心で質の高い介護サービスの確保	2,0 3 9,6 1 9	2,0 9 7,6 1 1
	2 福祉・介護人材確保対策の推進	4,3 9 1	1 6,9 4 6
	3 認知症対策の総合的な推進	2,0 6 9	3,9 0 2
	4 地域福祉の再構築	1 9 5 億円の内数	2 1 0 億円の内数
	5 いくつになっても働ける社会の実現（再掲）	5 4,6 1 5	6 3,5 6 7
	6 ひきこもりやホームレス等への支援	3,0 9 8	3,0 9 0
	7 刑務所出所者等に対する社会復帰支援	1 7 5	2 5 2
	8 生活保護制度の適正な実施	2,0 1 6,2 0 3	2,1 0 9,2 7 1
	9 持続可能で安心できる年金制度の構築	7,4 2 5,7 8 2	9,8 5 9,2 7 1

(単位：百万円)

項目	主要事項	平成 20 年度 予 算 額	平成 21 年度 予 算 案 額
第 6 障害者の自立支援の推進	1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進	9 6 5, 1 6 5	9 8 7, 7 6 7
	2 精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進	3, 6 7 8	4, 4 6 0
	3 発達障害者支援施策の更なる拡充	1, 0 6 9	1, 2 6 8
	4 障害者に対する就労支援の推進（再掲）	1 8, 4 2 7	2 2, 7 6 8
第 7 国民の安全と安心のための 施策の推進	1 医薬品・医療機器の安全対策、迅速な提供体制の推進	1 0, 5 0 3	1 0, 2 5 2
	2 食品安全対策の推進	1 5, 4 8 5	1 5, 3 3 7
	3 自殺対策の推進	1, 2 9 9	2, 3 0 8
	4 大麻等薬物乱用対策の推進	9 3 6	9 6 9
	5 健康危機管理体制の強化	8 8 5	8 0 8
	6 安全で良質な水の安定供給	7 1, 0 6 7	6 6, 6 6 0
第 8 年金記録問題等への対応	1 年金記録問題への対応	2 9, 8 3 4	2 8, 3 6 6
	2 組織改革の推進	1, 1 7 4	6 8, 5 4 4
	3 業務改革の推進	1 4 8, 3 2 6	1 4 0, 9 5 5
第 9 各種施策の推進	1 国際社会への貢献	2 4, 0 1 2	2 3, 9 1 3
	2 行政の情報化の推進	4 0 9	5 0 5
	3 社会保障カード（仮称）の導入に向けた検討	2 1 0	3 9 2
	4 科学技術の振興	1 1 7, 5 5 4	1 2 0, 6 5 4
	5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等	5 4, 6 7 8	4 9, 7 7 1
	6 原爆被爆者の援護	1 5 3, 5 8 5	1 5 3, 2 2 9
	7 ハンセン病対策の推進	4 3, 8 5 2	4 2, 2 1 7
	8 カネミ油症研究の推進	2 8 3	3 6
	9 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進	1, 7 8 2	2, 0 4 5

平成 21 年度 税制改正の概要

平成 20 年 1 2 月



厚生労働省

目 次

第 1	健康な生活と安心して質の高い医療の確保等のための施策の推進……………	7 2
第 2	働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現……………	7 5
第 3	安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備…	7 6
第 4	高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現と少子化対策の 推進……………	7 7
第 5	障害者の自立支援の推進……………	7 9
第 6	各種施策の推進……………	8 0

- ・番号の前に※印を付してある項目は他省庁においても要望している項目である。
- ・再掲の項目については（ ）で括弧である。

第1 健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

1 安心と希望の医療の確保

① 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に係る非課税措置の創設〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕

地域の救急医療、へき地医療、産科・小児科医療などを守るため、都道府県の医療計画に基づき特に地域で必要な医療の提供を担う社会医療法人について、救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））を行う病院及び診療所に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を非課税とする措置を講ずることとされた。

（※）救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所については、有料駐車場等を除き、全体が非課税とされた。救急医療等確保事業を行っていない病院又は診療所は非課税措置の対象とならない。

② 医療関係者の養成所に係る非課税措置の創設〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕

一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に限る。）、社会医療法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会並びに国家公務員共済組合及びその連合会が設置する助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、歯科技工士及び歯科衛生士の養成所の固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、非課税とする措置を講ずることとされた。

※③ 一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する医療関係者の養成所、社会福祉施設等に係る地方税の非課税措置の創設〔固定資産税、都市計画税〕

「検討事項」として、税制改正大綱において以下のように記述された。

公益法人制度改革に対応する税制上の措置については、新制度施行後の実態を見極めつつ、必要な見直しを引き続き検討する。

また、特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する施設に係る固定資産税及び都市計画税について、引き続き、移行状況や施設の使用実態等を把握したうえで、これまで一定の用途に供する施設に対して非課税措置が講じられてきた経緯も踏まえながら、平成25年度までの間にできるだけ速やかに必要な検討を行い、適切な措置を講ずる。

④ 高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器等を取得した場合に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置については、対象となる機器等を取得価格500万円以上の「高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のもの」に見直しを行った上で、その適用期限を2年間延長することとされた。

⑤ 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の延長〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

医療安全に資する医療機器等（＊）を取得した場合に、取得価格の２０％の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を２年間延長することとされた。

（＊）医療安全に資する医療機器等

人工呼吸器（警報機能付き）、シリンジポンプ（警報機能付き）、
生体情報モニタ（人工呼吸器との同時設置に限る）、
生体情報モニタ連動ナースコール制御機（警報情報表示機能付き）、
自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、
調剤誤認防止装置、分娩監視装置、特殊寝台（高さ調整機能付き）

⑥ 平成１２年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

平成１２年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診療所への建て替えを行った場合の建物について、基準取得価格（取得価格の１／２）の１５％の特別償却を認める特例措置については、対象となる医療機関について一部見直し（＊）を行った上で、その適用期限を２年間延長することとされた。

（＊）対象となる病院用建物の要件である「医療の提供体制の整備に資するため」の基準を見直す。

※⑦ 地震防災対策用資産に係る特例措置の延長及び拡充〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税〕

医療機関などが取得した地震防災対策用資産に係る特別償却制度について、対象資産（緊急地震速報受信装置の追加等）、特別償却率（８％→２０％）等の見直しを行った上で、その適用期限を２年間延長することとされた。

また、医療機関などが保有する地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置について、対象資産（緊急地震速報受信装置の追加等）、課税標準の特例率（５年間４分の３→３年間３分の２）等の見直しを行うこととされた。

（＊）見直し後の対象資産

緊急地震速報受信装置及びその関連設備（感震装置・緊急遮断装置）

⑧ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

現行の課税特例措置については、存続することとされた。

⑨ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

現行の課税特例措置については、存続することとされた。

⑩ 社会保険診療報酬等に係る消費税のあり方の検討〔消費税〕

社会保険診療報酬に係る消費税のあり方の検討については、税体系の抜本的改革を行う際に検討することとされた。

2 新型インフルエンザ対策の推進

① 新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の創設〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

新型インフルエンザ対策における医療提供体制の整備のために、感染症指定医療機関をはじめとする医療機関において、簡易陰圧装置（＊）を取得した際に、取得価格の２０％の特別償却を認める措置を講ずることとされた。

（＊）簡易陰圧装置

病院において、感染症の２次感染のリスクを低減させるためには、病原菌などが外に漏れないよう、気圧を低くした病室である「陰圧室」の設置が有効である。しかしながら、陰圧室の設置には大規模な改築が必要となり、多大なコストがかかることになる。簡易陰圧装置は、一般病室に装置を据えて簡易的なダクト工事をするだけで、陰圧室に変えることを可能とする装置である。

3 たばこ対策の推進

① たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕

「検討事項」として、税制改正大綱において以下のように記述された。

近年、国際条約の発効や国民の健康増進の観点から、たばこ消費を積極的に抑制すべきとの指摘も出てくるなど、たばこをめぐる環境は変化しつつある。このような指摘は、財政物資というたばこの基本的性格に係わるものであることから、たばこに関するあらゆる健康増進策を総合的に検討した結果を受けて、たばこ税等のあり方について、必要に応じ、検討する。

なお、将来、たばこ税の負担水準を見直す際には、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響を勘案しつつ、税率と小売定価との関係を弾力的に考える。

4 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

① 応益割保険税額の２割軽減要件の見直し〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の応益割保険税額の２割軽減について、他の７割５割軽減と同様に一律に適用することとされた。

② 介護納付金課税額の課税限度額の見直し〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額を１０万円（現行９万円）に引き上げることとされた。

③ 特別徴収の対象範囲の見直し〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の特別徴収の対象者について、口座振替により納付する申し出があれば普通徴収とすることができることとされた。

第2 働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現

① 高齢者を多数雇用する事業所に係る特例措置の創設〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

高齢者を多数雇用する事業所に係る特例措置の創設については、長期検討事項とされた。

② 障害者を多数雇用する事業所に係る特例措置の延長〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税〕

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度並びに固定資産税の課税標準の特例措置及び不動産取得税の減額措置について、その適用期限を2年間延長することとされた。

※③ 子育て支援税制（事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置（割増償却））の延長〔法人税、法人住民税、事業税〕

一定の要件の下、法人が事業所内託児施設を新設した場合、当該施設及びこれと同時に設置する一体の器具備品について、5年間20%（中小事業主にあつては30%）の割増償却ができる特例措置について、その適用期限を2年間延長することとされた。

（*）対象法人

次世代育成支援対策推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を策定し、同計画に託児施設の設置及び運営に関する取組方針を明記していること等一定の要件を満たす法人

（*）事業所内託児施設の主な要件

場 所：法人の事業所の敷地内又は当該法人の雇用する労働者の通常の勤務地の経路に設置されているもの

利用者：2分の1以上が事業主の雇用する労働者であること

定 員：乳幼児が10人以上（中小企業にあつては6人以上） 等

④ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔その他〕

現在検討を行っている雇用保険法等の改正の具体的内容を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずることとされた。

第3 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

※① 教育訓練費に係る税額控除制度の適用期限の延長〔所得税、法人税、法人住民税〕
中小企業を対象とした、教育訓練費の一定割合（8～12％）を税額控除することができる特例措置について、その適用期限を2年間延長することとされた。

※② 住宅用家屋に係る登録免許税の軽減措置の適用期限の延長〔登録免許税〕
住宅を新築若しくは建築後未使用の住宅を取得した場合、一定の中古住宅を取得した場合又は住宅取得資金に係る抵当権を家屋に設定した場合における当該家屋の所有権の保存登記、移転登記又は抵当権設定登記に対する登録免許税の税率に係る特例措置について、その適用期限を2年間延長することとされた。

③ 青色事業専従者のみでの中小企業退職金共済制度への加入〔所得税、個人住民税、事業税〕
「検討事項」として、税制改正大綱において以下のように記述された。

小規模企業共済制度及び中小企業退職金共済制度の加入者の範囲の見直しについては、今後、各制度における加入対象者の範囲の見直しが行われる際には、新規加入者の制度上の位置付け等を勘案し、その掛金等の税制上の取扱いについて措置する。

※④ 子育て支援税制（事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置（割増償却））の延長〔法人税、法人住民税、事業税〕（再掲）

⑤ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔その他〕（再掲）

第4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現と少子化対策の推進

※① 企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の適用〔所得税、個人住民税〕

企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金は、その全額を所得控除の対象とすることとされた。

※② 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げることとされた。

	（現行）	（改正後）
（１）企業型		
イ 他の企業年金がない場合	月額４．６万円	月額５．１万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額２．３万円	月額２．５５万円
（２）個人型		
イ 企業年金がない場合	月額１．８万円	月額２．３万円

※③ 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直しに係る掛金の所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の適用〔所得税、個人住民税〕

「検討事項」として、税制改正大綱において以下のように記述された。

個人型確定拠出年金の対象者のあり方についても、引き続き検討を行う。

④ 療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税、法人住民税、事業税〕

療養病床の再編成に伴い、療養病床から老人保健施設等（＊１）への転換に際し、増改築をした場合、基準取得価額（＊２）の１５％の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を２年間延長することとされた。

（＊１）老人保健施設等：老人保健施設、有料老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型施設

（＊２）取得価額の５０％

⑤ 介護費用に係る所得控除制度の創設〔所得税、個人住民税〕

「検討事項」として、税制改正大綱において以下のように記述された。

要援護高齢者等の介護費用に係る税制上の措置については、介護保険の実施状況や介護保険制度改革に向けた検討状況を勘案しつつ、税制抜本改革における特別な人的控除の見直しとの関係等も踏まえ、具体的な検討を行う。

⑥ 生命保険料控除制度等の見直し〔所得税、個人住民税〕

現行の「生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」（それぞれの上限額は国税 5 万円、地方税 3 万 5 千円。控除合計額国税 1 0 万円、地方税 7 万円。）を再編し、新たに介護医療保険料控除を設け、それぞれの上限が国税 4 万円、地方税 2 万 8 千円である「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」を設けることとされた。これに伴い、生命保険料控除等の合計額については、国税は 1 2 万円に拡充されるとともに、地方税は 7 万円とされた。

また、新たな制度については、平成 2 4 年 1 月から実施することとし、制度移行に伴う諸課題の検討・準備を進め、平成 2 2 年度改正により法制上の措置を行うこととされた。

※⑦ 住宅に係るバリアフリー改修促進税制の期間延長〔所得税〕

高齢者・障害者等やその同居家族が、バリアフリー改修工事を含む増改築等の工事を行った場合に、工事費用に係る借入金の一定割合（＊）を税額控除できるバリアフリー改修促進税制について、その適用期限を 5 年間延長することとされた。

（＊）税額控除できる借入金の一定割合

（１）バリアフリー改修工事に係る借入金（2 0 0 万円まで）

：年末残高の 2 ％を 5 年間税額控除

（２）（１）以外の増改築等に係る借入金

：年末残高の 1 ％を 5 年間税額控除

＊ただし、控除対象となる（１）及び（２）における借入金額の上限は、合計 1, 0 0 0 万円。

※⑧ 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税〕

現行の高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制について、次のとおり延長及び拡充することとされた。

（１）所得税・法人税

イ 高齢者向け優良賃貸住宅の建設に係る割増償却の特例措置の適用期限を 2 年間延長する〔2 0 ％の割増償却（耐用年数 3 5 年以上のものは 2 8 ％の割増償却）〕。

ロ 生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅について、割増償却の特例措置を拡充する〔4 0 ％の割増償却（耐用年数 3 5 年以上のものは 5 5 ％の割増償却）〕。

（２）固定資産税

イ 生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅も固定資産税の減額対象に加える（5 年間 1 ／ 3 に減額）。

⑨ 高齢者を多数雇用する事業所に係る特例措置の創設〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕（再掲）

※⑩ 子育て支援税制（事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置（割増償却））の延長〔法人税、法人住民税、事業税〕（再掲）

第5 障害者の自立支援の推進

① 障害者自立支援法等の見直しに伴う税制上の所要の措置〔その他〕

現在検討を行っている障害者自立支援法等の見直しの具体的内容を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずることとされた。

② パラリンピックメダリストに対する報奨金に係る非課税措置の創設〔所得税、個人住民税〕

パラリンピックメダリストに対する報奨金について、オリンピックメダリストに対する報奨金と同様、所得税の非課税措置を創設することとされた。

③ 障害者を多数雇用する事業所に係る特例措置の延長〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税〕（再掲）

※④ 住宅のバリアフリー改修促進税制の期間延長〔所得税、個人住民税〕（再掲）

第6 各種施策の推進

① 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設（＊）を設置した際に、取得価格の８％の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を２年間延長することとされた。

（＊）共同利用施設

- | | |
|-------------|-----------|
| ・共同冷凍庫 | ・研修施設 |
| ・共同配送用保冷車両 | ・研究施設 |
| ・共同特殊品処理工場 | ・移動研修車 |
| ・共同購入資材配送車両 | ・共同スポーツ施設 |
| ・共同特殊品保管庫 | ・共同調理炊飯施設 |
- 等

② クリーニング業等における公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

公害防止用の特定設備（＊）を取得した際に特別償却を認める特例措置について、その適用期限を２年間延長することとされた。

（＊）対象設備

（１）テトラクロロエチレン排出防止装置を備えたドライクリーニング装置

（２）活性炭吸着回収装置（既存ドライクリーニング装置に装着する装置）

・テトラクロロエチレン

ドライクリーニング溶剤として使用され、発ガン性等が疑われる物質。
大気汚染防止法において、健康被害のある指定物質として規定されており、抑制基準の設定により排出抑制が図られている。

※③ 生活衛生関係営業者等の事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

中小企業者である生活衛生関係営業者等（＊１）が一定金額以上（＊２）の事業基盤強化設備等（＊３）を取得した際に、取得価格の３０％の特別償却又は７％の税額控除を認める特例措置について、その適用期限を２年間延長することとされた。

（＊１）対象業種は、卸売、小売、飲食店（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第５６条の３第１項に規定する振興計画について同項に規定する認定を受けた生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合の組合員のみ）及びサービス業。

（＊２）一定金額

①機械・装置	取得の場合	２８０万円以上
	リースの場合	３７０万円以上
②器具・備品	取得の場合	１２０万円以上
	リースの場合	１６０万円以上

（＊３）事業基盤強化設備等

飲食店営業については、業務用電気冷蔵庫、業務用電気洗濯機、業務用食器洗浄機、コンベクションオーブンなどが対象。その他、卸売、小売、サービス業については、基本的に対象設備等に限定はない。

※④ 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長〔法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金について、通常の場合の損金算入限度額の116%相当額を損金算入限度額とする特例措置について、その適用期限を2年間延長することとされた。

※⑤ 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長〔法人税、法人住民税、事業税〕

留保所得の32%相当額を所得計算上、損金に算入することができる特例措置については、見直しが行われ、設立後10年以内の協同組合等に限定されたうえで、適用期限を2年間延長することとされた。ただし、その設立が各都道府県又は全国に一と限定されている協同組合等については、引き続き適用を認めることとされた。

(*) 生活衛生同業組合等については、各都道府県又は全国につき一に限定されていることから、設立後10年を超えている場合も引き続き適用を認めることとされた。

※⑥ 中小企業に対する法人税の軽減税率の時限的引下げ〔法人税、法人住民税〕

中小法人等(*)について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を、現行の22%から18%に引き下げることとされた。

(*) 中小法人等

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人（医療法人等）
- ・資本又は出資を有しない普通法人（持ち分の定めのない医療法人等）
- ・非営利性が徹底された一般社団法人等
- ・公益社団法人等
- ・人格のない社団等
- ・協同組合等（生活衛生同業組合、消費生活協同組合等）
- ・公益法人等（社会医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人）
- ・特定医療法人

※⑦ 中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活〔法人税、法人住民税〕

中小法人等(*)の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとされた。

(*) 中小法人等の範囲については上記⑥の項と同じ。

※⑧ 外国子会社配当益金不算入制度の創設〔法人税、法人住民税、事業税〕

外国子会社に関する外国税額控除制度を廃止し、外国子会社から受ける配当を益金不算入とする制度を創設することとされた。これによって、国際展開する国内製薬会社についても、海外子会社から受け取る配当金については、法人税、法人住民税及び事業税が非課税とされた。

※⑨ 産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長及び拡充等〔所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税〕

産業活力再生特別措置法で規定する計画の認定を受けた事業者等については、引き続き、取得する事業革新設備についての特別償却制度や登録免許税の軽減措置を受けられることとされた。また、不動産取得税については、軽減措置を延長すると同時に、対象を拡大することとされた。

※⑩ 鉱工業技術研究組合の所得計算の特例〔法人税、法人住民税、事業税〕

共同研究及び成果の普及・実用化を促進する観点から鉱工業技術研究組合制度を見直し、見直し後の組合について、所得計算の特例措置について、その適用期限を2年間延長することとされた。

※⑪ 企業再生税制の適用要件の拡充〔法人税、法人住民税、事業税〕

「一定の私的整理」要件の一つ「2以上の金融機関等の債務免除」において、自己に対する債権の現物出資を受ける場合と同様の取扱いとすることを追加するとともに、債務免除を行う者の対象範囲に「地方公共団体」を追加する等の措置を行うこととされた。

⑫ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る非課税及び差押え禁止措置の存続〔所得税、印紙税、個人住民税、その他〕

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る所得税等の非課税措置及び当該特別弔慰金の差押え禁止措置が存続することとされた。

⑬ 日本年金機構の固定資産税課税対象資産に係る国有資産等所在市町村交付金の非交付措置の創設〔市町村交付金〕

国から日本年金機構に承継される固定資産のうち固定資産税が課されるものについて、国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する措置を講ずることとされた。